

発行にあたって

倉敷市にお住まいの障がい者の方、及びその家族の方、介護者の方に対してご利用いただけるサービスを紹介したものです。

制度等の内容につきましては、概要の掲載に留めております。また、制度等が改正されている場合もありますので、詳細はガイドブック内に記載している各担当課までお問い合わせください。



※ 本文「必要なもの」中の(●)は担当課窓口に備えてあるもの、(○)はお客様にご準備いただくものです。

索 引

あ	青い鳥郵便葉書の無償配布	49	さ	在日外国人障がい福祉金の支給	31
	いきいきふれあいフェスティバル	59		産科医療保障制度	32
	意思疎通支援事業	23		JR旅客運賃の割引	36
	運転免許取得相談(適性相談)	41		市営住宅への入居等	47
	運転免許取得費の助成	41		市営駐車場の駐車料金の減免	50
	NHK放送受信料の減免	48		歯科診療	35
	NTT無料番号案内	49		施設通所者の交通費助成	43
	岡山いのちの電話	11		自動車改造費の助成	40
	岡山県精神科救急情報センター	11		自動車税・軽自動車税の減免	52
	岡山県精神保健福祉センター	10		児童福祉法(障がい児通所支援)	16
	岡山県の関係機関	8		児童福祉年金の支給	30
	岡山県心身障がい者扶養共済制度	32		住宅改造費の助成	47
	岡山県地域移行支援促進センター	11		重度心身障がい者医療費の助成	34
	岡山県の特別支援学校	57		障がい基礎年金の支給	28
	岡山障害者職業センター	53		障がい児福祉手当の支給	31
か	介護機器・介護用品リサイクル事業	21		障がい者虐待防止相談窓口	7
	介護手当の支給	29		障がい者支援センター	9
	各種施設の入館料割引	49		障がい者週間関連事業	58
	紙おむつ等購入費の助成	20		障がい者就業・生活支援センター	9
	給食サービス事業	26		障害者総合支援法(障がい福祉サービス)	14
	緊急通報システムの設置	24		障がい者スポーツ大会	59
	倉敷市社会福祉協議会	8		障がい福祉課・各保健福祉センター(福祉課)	5
	倉敷市障がい者移動支援事業	42		小・中学校特別支援学級	55
	倉敷市保健所・各保健福祉センター(保健推進室)	6		職業紹介・就職促進	53
	倉敷地域基幹相談支援センター	10		自立支援医療の給付	33
	倉敷発達障がい者支援センター	11		身体・知的・精神障がい者相談員	10
	携帯電話料金の割引	48		身体障がい者手帳	12
	後期高齢者医療制度の適用	35		生活福祉資金の貸付	31
	航空旅客運賃の割引	38		精神障がい者保健福祉手帳	13
	高齢運転者等専用駐車区間制度	45		成年後見制度	21
	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	54		成年後見制度利用支援事業	22
	コミュニティタクシー運賃の割引	37		税の控除(所得税・住民税)	51
				選挙	27
				船舶運賃の割引	38

た	タクシー運賃の割引	36
	知的障がい者職親委託制度	54
	駐車禁止除外標章の交付	44
	通級指導教室	55
	出前福祉講座(障がい者理解)	26
	点字広報・音訳広報等の配布	24
	点字図書・録音図書・大活字本等の貸出し	24
	特定疾病療養受療証の交付	35
	特別児童扶養手当の支給	30
	特別障がい者手当の支給	29
な	内職のあっせん	53
	日常生活自立支援事業	23
	日常生活用具の給付	17
	NET119(携帯電話・スマートフォンを利用した119番通報サービス)	25
は	バス運賃の割引	37
	福祉機器貸し出し事業	21
	福祉車両の貸出	43
	福祉有償運送	40
	ふれあい収集	25
	ヘルプシール	27
	保育園・認定こども園	54
	放課後児童クラブ	55
	訪問入浴サービス事業	25
	補装具費の支給	16
	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用制度	46
	ボランティア紹介の相談	27
ま	マッサージ施術費の助成	36
や	有料道路通行料金の割引	38
	幼児指導教室	56
	幼稚園	54
ら	理美容サービス利用券の支給	26
	療育手帳	13

1. 相談窓口

障がい福祉課・各保健福祉センター(福祉課)

障がい福祉の窓口として、身体障がい者手帳の交付をはじめとする各種福祉サービスを行っています。利用する場合は、所管の福祉課へご相談ください。

地区	名称	所在地	電話・ファックス番号
倉敷	障がい福祉課	西中新田640番地 市役所本庁1階	TEL (086)426-3305 FAX (086)421-4411
水島	水島保健福祉センター福祉課	水島北幸町1-1 水島支所2階	TEL (086)446-1114 FAX (086)446-1153
児島	児島保健福祉センター福祉課	児島小川町3681-3 児島支所1階	TEL (086)473-1119 FAX (086)474-2270
玉島 船穂	玉島保健福祉センター福祉課	玉島阿賀崎1丁目1-1 玉島支所1階	TEL (086)522-8118 FAX (086)525-5866
真備	玉島保健福祉センター 真備保健福祉課	真備町箭田1141-1 真備支所1階	TEL (086)698-5113 FAX (086)698-4530

総合療育相談センターゆめぱるは、子どもの発達に関する相談、福祉サービス利用の相談などを行っています。18歳未満の方の福祉サービスの申請も受け付けています。

相談日時 火曜日～土曜日(祝日を除く)9:00～17:00

名称	所在地	電話・ファックス番号
総合療育相談センター ゆめぱる	笹沖180番地 くらしき健康福祉プラザ1F	TEL (086)434-9882 FAX (086)434-9883



倉敷市保健所・各保健福祉センター(保健推進室)

保健所・保健推進室は、市民の皆様にとって、誰でも保健福祉サービスを受けることができる身近な公的機関です。こころの健康づくりについては、専門職による電話・面接相談や社会参加の援助等を、難病(特定医療費、小児慢性特定疾病)については、電話・面接相談、訪問等にて在宅の療養支援を行っています。また、制度やサービスに関する情報提供や精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院医療・育成医療)特定疾患治療研究事業の申請等の受付も行っていきます。

所在地 笹沖170番地

名 称		主 な 業 務	電 話・ファックス番号
倉敷市 保健所 保健課	保健医療係	・自立支援医療費(育成医療)、未熟児養育医療費の申請受付	TEL (086)434-9812 FAX (086)434-9805
		・特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療費の申請受付	
		・難病医療福祉相談、交流会事業 ・面接、電話相談、家庭訪問	
	精神保健係	・精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療費(精神通院医療)の申請受付	TEL (086)434-9823 FAX (086)434-9805
		・面接、電話相談、家庭訪問	
		・精神科医による心の健康相談(要予約)	
		・精神障がい者当事者会、家族会に対する支援	

所在地 各支所内

名 称		主 な 業 務	電 話・ファックス番号
水島保健福祉センター 水島保健推進室	・自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の申請受付 ・特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の申請受付 ・未熟児養育医療費の申請受付 ・精神障がい者保健福祉手帳の申請受付 ・面接、電話相談、家庭訪問	TEL (086)446-1115 FAX (086)446-1153	
児島保健福祉センター 児島保健推進室		TEL (086)473-4371 FAX (086)473-1034	
玉島保健福祉センター 玉島保健推進室		TEL (086)522-8113 FAX (086)522-8144	
玉島保健福祉センター 真備保健推進室		TEL (086)698-5111 FAX (086)698-4530	
倉敷保健推進室		TEL (086)434-9822 FAX (086)434-9805	

i. 心の健康相談

こころの病気ではないかと悩んでいる人・家族の相談を精神科医がお受けします。

予約制です。予約・お問い合わせは、倉敷市保健所保健課精神保健係・各保健福祉センター保健推進室までご連絡ください。

ii. 面接相談・電話相談・家庭訪問

保健師等が、面接や電話での相談を随時お受けします。また、必要な時にはご家庭を訪問しています。まずは、倉敷市保健所保健課・各保健福祉センター保健推進室へご連絡ください。

相談日時 月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

障がい者虐待防止相談窓口

障がいのある人への虐待の疑いがあるときや、相談したい方は次のところまでご相談ください。

平日

名称	所在地	電話・ファックス番号
福祉援護課（養護者による虐待）	西中新田640番地	TEL (086)426-3321 FAX (086)422-3389
障がい福祉課（福祉施設従事者・使用者による虐待）	市役所本庁1階	TEL (086)426-3305 FAX (086)421-4411
【倉敷市障がい者虐待防止対策事業受託者】 倉敷地域基幹相談支援センター （社会福祉法人リンク）	浜町1丁目2-20	TEL (086)486-3500 FAX (086)486-3501

夜間・休日 【倉敷市障がい者虐待防止対策事業受託者】

名称	所在地	電話・メールアドレス
倉敷地域基幹相談支援センター （社会福祉法人リンク）	浜町1丁目2-20	TEL (086)486-3500 kurashikikikan@link.gr.jp

岡山県の関係機関

身体障がい、知的障がい、精神障がいの程度の判定、施設入所などの相談を行います。

名称・所在地	内容	電話・ファックス番号
岡山県身体障害者更生相談所 岡山市北区南方2丁目13-1 (きらめきプラザ内)	更生医療給付の判定、補装具の処方と適合判定、日常生活や職業についての相談など	TEL (086)235-4577 FAX (086)235-4346
※ 相談・判定日(受付時間)	・肢体不自由・・・第1・2・4水曜日12～14時 ・聴覚、そしゃく障がい・・・毎月第1金曜日9～11時	
岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所 美和1丁目14-31	18歳以上の知的障がい者の程度の判定など	TEL (086)421-0991
岡山県倉敷児童相談所 美和1丁目14-31	18歳未満の身体障がい児、知的障がい児の程度の認定、相談など	FAX (086)421-0990
岡山県障害福祉課 岡山市北区内山下2丁目4-6	身体障がい者、知的障がい者の福祉に関すること	TEL (086)226-7362 FAX (086)224-6520
障害者総合相談 (岡山県障害者社会参加推進センター) 岡山市北区南方2丁目13-1(きらめきプラザ内)	くらしや人権に関わる生活全般に関する相談	TEL (086)223-0020 FAX (086)223-4597

倉敷市社会福祉協議会

ボランティアの支援、車いすなどの貸出、生活福祉資金の貸付などを行っています。

名称	所在地	電話・ファックス番号
地域福祉課	地域福祉係	TEL (086)434-3301 FAX (086)434-3357
	倉敷ボランティアセンター	TEL (086)434-3350 FAX (086)434-3357
水島事務所	水島北幸町1-1 水島支所3階	TEL (086)446-1900 FAX (086)440-0154
児島事務所	児島小川町3681-3 児島支所4階	TEL (086)473-1128 FAX (086)470-0054
玉島事務所	玉島阿賀崎1丁目1-1 玉島支所2階	TEL (086)522-8137 FAX (086)523-0054
船穂福祉センター	船穂町船穂1861-1 船穂町高齢者福祉センター内	TEL (086)552-5200 FAX (086)552-9030
真備事務所	真備町箭田1161-1 真備保健福祉会館1階	TEL (086)698-4883 FAX (086)698-9622

障がい者就業・生活支援センター

働くことや、それに伴う生活の中で困っている方の相談を受け付けています。

- 事業内容**
- ①相談 … 電話や来所による相談や支援
 - ②職業評価 … 岡山障害者職業センターに職業評価を依頼し、計画に基づく支援を協力していきます。
 - ③職場開拓 … ハローワーク（公共職業安定所）とともに働く場所を探します。
 - ④基礎実習 … 福祉施設・作業所など協力してもらえる所で実習を行います。
 - ⑤職場実習 … 必要に応じて実際の職場での実習を行います。
 - ⑥定着支援 … 就職した後の相談を受け付けます。
 - ⑦地域生活支援 … 働くことに伴う生活の中でのお困りごとなどの相談を受け付けます。余暇活動、福祉サービスなどの情報提供や支援を行います。

名 称	所 在 地	電話・ファックス番号
倉敷障がい者就業・生活支援センター	笹沖180 (くらしき健康福祉プラザ1F)	TEL (086)434-9886 FAX (086)434-9853

障がい者支援センター

市内に居住する在宅の障がい者の方、及びその家族の方を対象に日常生活に関する相談、生活支援、情報提供、地域交流活動等を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。憩いの場、相談の場、仲間づくりの場として利用できます。

利用については事前に利用登録が必要になります。各支援センターにてお申込みください。

利用対象者 市内に居住する在宅の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者、及びその家族・介護人

事業内容 ①日常生活の支援、②在宅福祉サービスの利用援助、③相談・情報提供、④地域交流活動

利 用 料 施設利用料は無料です。

ただし、事業内容により、個人に係る食費、材料費、テキスト代、交通費などは利用者負担になります。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉敷地域生活支援センター	生坂836-1	TEL (086)464-4310
倉敷西部地域生活支援センター	東富井739-2	TEL (086)441-3402
倉敷市児島障がい者支援センター	児島駅前4-83-2	TEL (086)472-3855
倉敷市玉島障がい者支援センター	玉島阿賀崎2-1-10	TEL (086)525-7867
倉敷市水島障がい者支援センター	水島東栄町12-28	TEL (086)440-3334
真備地域生活支援センター	真備町川辺2058	TEL (086)441-7800

倉敷地域基幹相談支援センター

障がい者の相談支援事業等を行っている市内6か所の障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策など、障がい者の地域生活を地域全体で支える体制の整備を行います。

名 称	所 在 地	電話・ファックス番号
倉敷地域基幹相談支援センター	浜町1丁目2-20	TEL (086)486-3500 FAX (086)486-3501

身体・知的・精神障がい者相談員

本人又は保護者などからの相談に応じて、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員が必要な助言や指導を行います。

お問い合わせ 相談員協議会事務局 TEL 441-6681 FAX441-6682
障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

岡山県精神保健福祉センター

こころの健康の保持増進と、精神障がい者の社会参加の促進、地域生活支援のための活動を行っている県の機関です。

相 談 日 時 電話相談、こころの健康相談
月～金曜日(9時30分～12時、13時～16時)(祝日・年末年始を除く)

所 在 地 岡山市北区厚生町3-3-1

お問い合わせ 岡山県精神保健福祉センター TEL 086-201-0828

倉敷発達障がい者支援センター

倉敷発達障がい者支援センターは、倉敷市在住の発達障がいと診断されている方、あるいは発達障がいの疑いのある方と、その家族、及び支援者をサポートする機関です。

発達障がいに関する相談、情報提供や支援機関のアドバイス等による支援を行っています。

相談日時 月～金曜日 ※祝祭日・年末年始を除く(9時～17時)

所在地 倉敷市生坂836-1

お問い合わせ 社会福祉法人 クムレ TEL 464-0015

岡山県地域移行支援促進センター

地域移行促進センターは、「岡山県精神科医療センター」が岡山県・岡山市から委託を受け、地域で生活する精神障がい者の地域支援を行っているところです。電話相談・一時宿泊(ホステル)の提供などにより、生活が継続できるよう支援しています。電話相談にあたっては、登録は必ずしも必要はありませんが、より良い支援を提供するために、住所地と名前については必ずお尋ねいたします。

電話相談 受付:年中24時間

ホステル事業 受付は平日の9時～16時30分、利用料金は1泊1,000円(最長6泊まで)
※事前登録制

お問い合わせ 独立行政法人 岡山県精神科医療センター内 TEL 090-4693-1133

岡山県精神科救急情報センター

センターでは、専門のスタッフが急に不安や緊張状態になった精神障がい者の方やその家族の方に、情報提供や病院との連絡調整を行います。(匿名の受付は不可)

相談日時 月曜日～金曜日 午後5時～翌日午前8時30分

土・日・祝日・年末年始の休日 午前8時30分～翌日午前8時30分

所在地 岡山市北区鹿田本町3-16(岡山県精神科医療センター内)

お問い合わせ 岡山県精神科救急情報センター TEL 086-225-9080

岡山いのちの電話

気分がゆううつで、誰かと話がしたい人、生きていくことが辛くなった人のいろいろな悩みを聞いています。24時間受け付けています。

お問い合わせ 社会福祉法人 岡山いのちの電話協会 TEL 086-245-4343

2. 障がい者手帳

身体障がい者手帳

このガイドブックに記載されている各種サービスを利用するために必要な手帳です。認定可能な障がいの内容は、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、脳原性運動機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がいがあり、手帳が交付できる等級は1～6級となっています。倉敷市長から交付されます。

項 目	手続きに必要なもの
身体障がい者手帳を新規に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳交付・再交付申請書 ●診断書・意見書（※指定医師のもの） ○本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
身体障がい者手帳を再交付する場合 （障がい状況が変わったとき、再認定を受けなければならないとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳交付・再交付申請書 ●診断書・意見書（※指定医師のもの） ○本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ○身体障がい者手帳
身体障がい者手帳を再交付する場合 （手帳を紛失・破損したとき、写真の変更を行いたいとき）	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳交付・再交付申請書 ○本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ○身体障がい者手帳（紛失の場合を除く）
住所・氏名を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者居住地・氏名変更届 ○身体障がい者手帳
障がいが治癒・消失した場合 身体障がい者手帳所持者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳返還届 ○身体障がい者手帳

※診断書・意見書の作成は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により指定を受けた医師のみ行えます。

医師の指定状況については下記の担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課



療育手帳

このガイドブックに記載されている各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度は、A最重度、A重度、B中度、B軽度の4段階に分けられており、岡山県知事から交付されます。

項 目	手続きに必要なもの
療育手帳を新規に申請する場合	●療育手帳交付申請書 ○本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
療育手帳を再交付する場合 (余白がなくなったとき、手帳を紛失・破損したとき、 写真の変更を行いたいとき等)	●療育手帳再交付申請書 ○本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ○療育手帳(紛失の場合を除く)
本人、及び保護者の住所・氏名を変更した場合	●療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳
障がいが治癒・消失した場合 療育手帳所持者が亡くなられた場合	●療育手帳返還届 ○療育手帳

※ 市役所への申請前に、児童相談所または知的障害者更生相談所での面接・判定が必要になります。

※ 判定の予約については、岡山県倉敷児童相談所・岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所へ直接ご連絡ください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

岡山県倉敷児童相談所・岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所 TEL 421-0991

精神障がい者保健福祉手帳

このガイドブックに記載されている各種サービスを利用するために必要な手帳です。対象となる疾患は、統合失調症、うつ病、自閉症、認知症、てんかん等で精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。障がい等級は1～3級があります。岡山県知事から交付されます。

必要なもの

- 申請書、●診断書(精神疾患で障がい年金を受給している方は、その年金証書・振込通知書等の写しを診断書に代えることができます)
- 本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm)、○マイナンバーがわかるものと来所者の写真身分証明書

お問い合わせ 倉敷市保健所 保健課精神保健係、各保健推進室

☆ 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方へ

次の場合は必ずお近くの担当課で手続きをしてください。

- ・障がいの程度が変わったり、新しく別の障がいが発生したとき
- ・手帳を紛失したり、破損したとき
- ・住所や氏名が変わったとき
- ・死亡したとき、障がいがなくなったとき(治癒したとき)
- ・手帳の再認定(再判定)期日又は有効期限が近づいてきたとき

3. 障がい者を支援する制度

① 日常生活の援助に関すること

障害者総合支援法（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法のサービスを、障がい福祉サービスといいます。障がい福祉サービスには、介護給付と訓練等給付等のサービスがあります。

障害者総合支援法では、利用者が利用したいサービスを選び、市に相談、障がい福祉サービス支給の申請をします。なお、障がい福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成する必要があります。

障がい福祉サービスの種類と内容

	名 称	サ ー ビ ス 内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時における移動、視覚的情報の支援及び食事等の介助を行います。
	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活の世話をを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自 立 生 活 援 助	定期的な居宅訪問等により状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援 （A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	名 称	サービス内容	
	就 労 定 着 支 援	一般企業等での就労の継続を図るための支援を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、相談や日常生活の援助を行います。	
地 域 生 活 支 援 事 業	相 談 支 援 事 業	詳しくは前述「障がい者支援センター」	
	意 思 疎 通 支 援 事 業	詳しくは後述	
	日 常 生 活 用 具 給 付 事 業	詳しくは後述	
	移 動 支 援 事 業	主に余暇活動や社会参加のための外出の際に、ヘルパーが移動の支援をします。また、代読・代筆などのサービスも提供します。	
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー I 型	創作活動や社会との交流促進等の支援を行うほか、福祉のサービスの利用者や日常生活の問題、住宅の入居など専門の相談員が相談に応じます。	
	II 型	通所しながら、創作的活動、機能訓練、入浴や食事などのサービスを受けることができます。	
	III 型	通所しながら、社会復帰するために軽作業や訓練を受けることができます。	
	福 祉 ホ ー ム 事 業	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他設備を提供するとともに日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。	
	訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	詳しくは後述	
	知 的 障 が い 者 職 親 委 託 制 度	詳しくは後述	
	日 中 一 時 支 援 事 業	(日中型)	日中における活動の場を提供し、見守り日常活動に関する簡易な指導又はレクリエーション等放課後活動として利用できます。
		(タイムケア型)	家族の就労や一時的な休息を目的として、主に障がい児の放課後の活動の場を提供し、社会に適応するための訓練などを行います。
		(医療型)	医療機関や医療機関に併設する施設で医療的ケアの必要な重度の障がい者を預かります。
生 活 支 援 事 業	視覚障がい者に白杖を用いた歩行やコミュニケーション等の指導・訓練、及び相談を行います。		
社 会 参 加 促 進 事 業	スポーツ・芸術文化活動の開催や点訳や音訳による市の広報の発行、手話、要約筆記等の奉仕員の養成研修事業、及び自動車運転免許の取得や改造費の一部を助成するなど、障がい者への支援により社会参加を促進していきます。		
地 域 相 談 支 援	地 域 移 行 支 援	施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	
	地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・訪問等の支援を行います。	
そ の 他	補 装 具 費	詳しくは後述	
	自 立 支 援 医 療	詳しくは後述	

児童福祉法（障がい児通所支援）

児童福祉法に基づく障がい児の通所サービスを、障がい児通所支援といいます。

障がい児通所支援サービスの種類と内容

	名 称	サ ー ビ ス 内 容
通 所 給 付 費	保 育 所 等 訪 問 支 援	障がい児が通う保育所等に、専門家を派遣し、児童に対する支援、及び指導スタッフに対する支援を行います。
	児 童 発 達 支 援	就学前の障がい児に、療育・機能訓練等を行います。
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援、及び治療を提供します。
	放 課 後 等 デ イ サービス	就学後の障がい児に、療育・機能訓練、及び余暇支援等を行います。
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

補装具費の支給

体の失われた部分や、障がいのある部分を補って日常生活を容易にするために必要な用具の購入費、及び修理費等の支給を行います。

対 象 品 目

障 がい 内 容	品 目
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義手、義足、装具、 <u>車いす</u> 、 <u>歩行器</u> 、 <u>歩行補助つえ</u> 、 <u>電動車いす</u> 、 <u>座位保持装置</u> 、 <u>重度障害者用意思伝達装置</u>
障がい児のみ対象となるもの	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 下 線 については介護保険制度が優先となります。ただし、場合によっては給付の対象になることがあります。

対 象 者 身体障がい者手帳を所持している方。又は障害者総合支援法が定める難病患者等。

必 要 な も の 申請する品目や年齢、障がい内容によって異なりますので下記担当課へお問い合わせください。

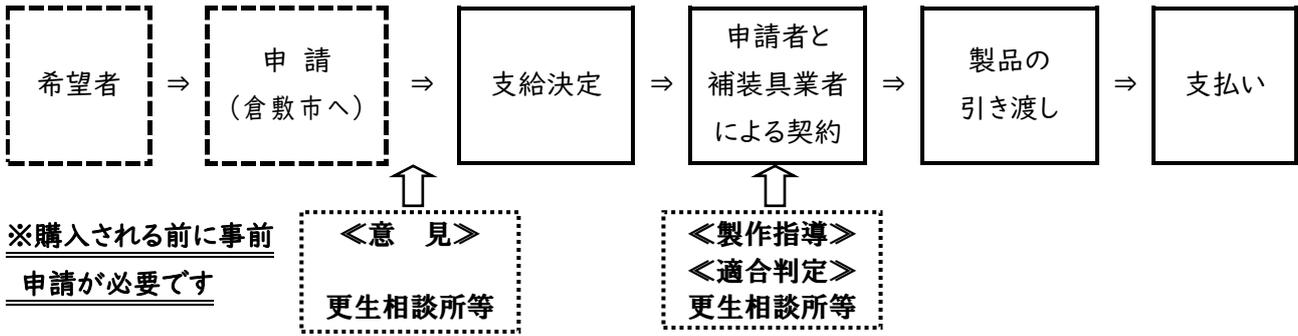
※ 申請に必要な様式は、ホームページからもダウンロードできます。



費 用 の 負 担 補助基準額内での1割負担

* 各用具には一般的な用具が購入できるよう、基準額を設定しています。基準額を超えた部分は全額自己負担となります。（所得制限があります。）

申請の流れ



お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

日常生活用具の給付

在宅（一部の種目は入院・入所中でも可）で心身に障がいがある方の日常生活の便宜を図るために、必要な用具が給付されます。なお、原則として基準年限内は同じ品目の給付が受けられません。

※ 申請に必要な様式はホームページからもダウンロードできます。



日常生活用具の種目及び給付条件

種目	基準額	基準年限	対象者		
			手帳所持者等	その他要件	難病患者等※2
★特殊尿器	67,000	5	下肢・体幹機能障がいⅠ～2級	学齢児以上	自力で排尿できない方
★特殊寝台（電動ベッド）	154,000	8			寝たきりの状態にある方
★体位変換器	15,000	5			—
収尿器	8,500	1			—
★便器	18,500	8		常時介護を要する方	
★移動用リフト	159,000	4		3歳児以上	下肢又は体幹機能に障がいのある方
入浴担架	82,400	5	—		
★歩行支援用具	60,000	8	平衡・下肢・体幹機能障がいⅠ～2級	3歳児以上	下肢が不自由な方
★特殊マット	60,000	3	① 下肢・体幹機能障がいⅠ～2級 ② 療育手帳A		寝たきりの状態にある方
特殊便器	151,200	8	① 上肢機能障がいⅠ～2級 ② 療育手帳A	学齢児以上	上肢機能に障がいのある方
頭部保護帽	36,750	3	① 平衡・下肢・体幹機能障がいⅠ～2級 ② 療育手帳A ③ 精神障がいⅠ級	—	—
★入浴補助用具	90,000	8	下肢・体幹機能障がいⅠ～3級	3歳児以上	入浴に介助を要する方

種 目	基準額	基準 年限	対象者		
			手帳所持者等	その他の要件	難病患者等※2
★居宅生活動作補助用具(住宅改修)	200,000	1回 限り	下肢・体幹機能障がい1～3級 (特殊便器への取替えは上肢 障がい1～2級)	学齢児以上	下肢又は体幹機能に 障がいのある方
T字つえ	3,300	3	平衡・下肢・体幹機能障がい1 ～3級	—	—
携帯用会話補助装置	98,800	5	① 音声・言語機能障がい、重 度の肢体不自由者で発声・発 語に障がいのある方 ② 療育手帳所持者でコミュニ ケーションに障がいのある方	学齢児以上	—
火災警報器	15,500	8	① 重度の身体障がい者のみ の世帯 ② 重度の知的障がい者のみ の世帯 ③ 重度の精神障がい者のみ の世帯 ④ 又はこれに準ずると認めら れる世帯	—	—
自動消火器	28,700	8			火災発生の感知、及 び避難が著しく困難 な難病患者等のみの 世帯、及びこれに準ず る世帯
情報・通信支援用具 (障がい者用パソコン周辺機器)	100,000	5	① 上肢機能障がい1～3級 ② 視覚障がい1～6級	学 齢 児 以 上 で 用 具 を 使 用 可 能 な パ ソ ク ン 所 持 して い る 方	—
点字ディスプレイ 点字プリンター を含む場合	300,000		視覚障がい1～2級		—
点字タイプライター	63,100	5	視覚障がい1～2級	学 齢 児 以 上	—
点字器	10,400	7			
ポータブルレコーダー 録音再生用	85,000	6			
再生専用	35,000				
活字文書読み上げ装置	99,800	6			
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10			
視覚障害者用時計	13,300	10			
視覚障害者用体温計	9,000	5			
視覚障害者用体重計	18,000	5			
視覚障害者用血圧計	15,000	5			
電磁調理器	41,000	6	① 視覚障がい1～2級 ② 療育手帳A	学 齢 児 以 上	—
拡大読書器	198,000	8	視覚障がいのある方で、この 種目を利用することで読書が 可能となる方		—
点字図書	-	-			
情報受信装置(文字放送デコーダー)	88,900	6	聴覚障がい1～2級	学 齢 児 以 上	—
屋内信号装置	87,400	10			
聴覚障害者用通信装置(ファックス)	34,000	5	① 聴覚障がい1～3級 ② 音声・言語機能障がい		—
福祉電話	21,000	10	聴覚障がい1～3級	—	—
吸入器(ネブライザー)	36,000	5	呼吸器機能障がい1、3級 又は、これに準ずる方 ※1		呼吸機能に障がい のある方
電気式たん吸引器	56,400	5			—
吸入器付吸引器	69,000	5			—

種 目	基準額	基準 年限	対象者			
			手帳所持者等	その他の要件	難病患者等※2	
人工喉頭	70,100	5	音声3級	学齢児以上	—	
埋込型人工喉頭	12,000	-	音声3級かつ喉頭を摘出され 常時埋込型人工喉頭を使用す る方(ただし、医療保険が適用 されない場合の購入に限る)	—	—	
ストーマ装具 尿路系	12,000	-	ぼうこう・直腸障がいのでスト ーマ造設を行っている方	3歳児以上	—	
ストーマ装具 消化器系	9,000					
おむつ	12,000	-	① ストーマ周辺の皮膚の著し いびらん、ストーマの変形の ためストーマ装具を装着する 事ができない方 ② 先天性疾患に起因する神 経障がいによる高度の排便 又は排尿機能障がいのある 方 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形 成術に起因する高度の排便 機能障がいがある方 ④ 18歳未満において脳疾病 により下肢・体幹機能障がい 2級以上の認定を受けた 排尿、排便の意思表示が困 難な方 ※1 ⑤ 「下肢又は体幹機能障がい 2級以上」かつ「療育手帳A で排尿、排便の意思表示が 困難な方」 ※1	3歳児以上	—	
透析液加温器	51,500	5	じん臓機能障がい1、3級で自 己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を行 っている方	—	—	
酸素ボンベ運搬車	17,000	10	在宅酸素療法を行っている方	—	—	
障がい児療育支援用具 (読み書き・手先・数的・認知・コミュニ ケーション能力を訓練するもの)	30,000	1	療育手帳又は障がい福祉サー ビス受給者証を所持する児童 であって、用具の使用により療 育効果が見込まれる方	18歳未満	—	
人工内耳用電池	空気電池	2,000	聴覚障がい2～6級で人工内 耳を使用している方(空気電 池と充電電池、充電器の併給は できません)	—	—	
	専用充電電池	7,650				1
	専用充電器	12,600				3
人工内耳体外装置	200,000	5	障がい2～6級で人工内耳を 装着している方(ただし、民間 保険及び医療保険が適用され ない場合に限る)	—	—	
◆訓練用ベッド	159,200	8	—	—	下肢又は体幹機能に 障がいのある方	
◆動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5	—	—	人工呼吸器の装着が 必要な方	

★ 介護保険制度が優先となります。 ◆難病患者等のみが対象です。

※1 医師の意見書が必要です。

※2 「倉敷市障がい者(児)日常生活用具給付診断書(難病患者等)」が必要となります。

申請手続き

希望する用具の具体的な品名、型番などをあらかじめ決めて各福祉課窓口へ申請してください。原則、同じ用具であれば、できるだけ安価に給付できるよう、納入事業者を市役所がお知らせします。なお、用具によっては納品まで2~3週間程度かかる場合があります。(所得状況により支給できない場合があります。)詳しくは各福祉課へお問合せください。

ストーマ装具の給付にあたっては、受給者証を発行します。指定の業者で受給者証をご提示のうえ、用具をお受け取りください。

おむつの給付については、受給者証での給付または償還払いでの給付となります。

購入される前に事前申請が必要です。

費用の負担

原則として1割負担(ただし、所得状況により減額となる場合があります。)

- * 各用具には一般的な用具が購入できるよう、基準額を設定しています。基準額を超えた部分は全額自己負担となります。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

紙おむつ等購入費の助成

在宅において、ねたきり高齢者などを介護している方に紙おむつなどの購入費の一部を助成します。

対象者

- ①◆在宅で6箇月以上ねたきり又は認知症の65歳以上の高齢者を介護している方
◆重度身体障がい者(18歳以上で身体障がい者手帳1~2級)を介護している方
※ただし、所得税非課税世帯
- ②介護保険制度で要介護4又は5と認定された、おむつが必要な方を介護している方
※ただし、市民税非課税世帯
※対象者について、市内に住所を有する介護者がいない場合は、ねたきり高齢者等本人

必要なもの

- 申請書類一式、①印鑑、振込先が分かるもの
②印鑑、業者の見積書(ケアマネージャーの意見欄あり)、委任状

助成額

- ①の場合 購入費の8割以内で、上限が年額最大 30,000 円
 - ②の場合 購入費のうち、上限が年額最大 75,000 円
- ※支給決定月に応じて助成額が異なります。

※ 必ず購入前に、下記の担当課へご相談ください。また、排泄管理支援用具との併給はできません。

お問い合わせ 健康長寿課 TEL 426-3315、各保健福祉センター 福祉課

福祉機器貸し出し事業

在宅で生活をしている障がい者（児）、高齢者等に福祉機器を貸出すことにより、本人の自立を促すこと、及び介護者の負担軽減を図ることを目的に実施しています。

貸出対象者 市内に在住し、在宅生活を営むのに福祉機器を必要とする方

貸出物品 車いす

費用の負担 無料

貸出期間 原則6ヶ月

お問い合わせ 倉敷市社会福祉協議会
地域福祉課 TEL434-3301 FAX 434-3357
水島事務所 TEL446-1900 FAX 440-0154
児島事務所 TEL473-1128 FAX 470-0054
玉島事務所 TEL522-8137 FAX 523-0054

介護機器・介護用品リサイクル事業

家庭で使用しなくなったがまだ使える介護機器・介護用品の提供情報と、在宅で介護をされている方が必要とするそれらの物品譲受情報を社会福祉協議会がつかなくことによって、介護の負担軽減とリサイクル活動を進めることを目的におこなっています。

利用方法 介護機器・用品をご提供いただける方、及び譲り受けたい方の情報をいったん、社会福祉協議会に登録していただけます。その後、調整（マッチング）をさせていただきます、譲り受けたい方に提供者の方の情報をご連絡いたします。譲り受けたい方は、提供者の方を訪問し現物品をご確認のうえ、譲り受けていただけます。

費用の負担 無料（ただし、運搬にかかる経費については、譲り受側の負担となります。）

お問い合わせ 倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課、水島・児島・玉島・真備事務所

成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどにより自分で財産の管理をしたり、福祉サービスの利用・入院・入所などのために自分で契約したりすることに不安がある場合、障がいのある方の権利を守るために家庭裁判所が選んだ成年後見人などが財産の管理を支援したり、必要な契約を本人に代わって結んだりすることができます。このように、断能力が不十分な障がいのある方の意思が尊重され、自分らしく安心して暮らしていけるよう、法的にさまざまな支援を行う制度が「成年後見制度」です。

成年後見制度を利用することで、悪徳商法などによる被害を防いだり、自分に不利益な契約を取り消したりすることができます。また、定期的に日常生活の様子を確認してもらうことができるため、その時に必要な制度や福祉サービスについて手続きをしてもらったり、相談先に連絡してもらったりすることもできます。

対 象 者 ご自分の判断で生活に必要な手続きや日常的な金銭管理を適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方など）
※詳しい内容につきましては、下記の担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉援護課 TEL 426-3321

制度に関する相談 ⇒ 各障がい者支援センター、福祉援護課 TEL 426-3321

申立手続きの窓口 ⇒ 岡山家庭裁判所倉敷支部（幸町 3-33） TEL 422-1038

見島出張所（見島小川 1-4-14） TEL 473-1400

玉島出張所（玉島 1-2-43） TEL 522-3074

※ 倉敷市では、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による専門相談窓口を開設しています。市役所本庁に来られない場合には、市役所各支所のほか、病院や施設、事業所などに専門職がうかがうこともできます。相談は無料です。専門職への相談をご希望される場合には、福祉援護課までご連絡ください。

成年後見制度利用支援事業

(1) 後見等の申立ての支援（市長による審判請求）

成年後見制度の利用が必要と判断される場合で、申立てをする人がいない場合に、ご本人に代わって倉敷市長が審判請求を行います。

対 象 者 成年後見制度の利用を必要とする方（知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者）で、ご本人や親族による申立てができない方。

(2) 後見人等の報酬にかかる費用の助成

成年後見制度を利用している人（被後見人等）で、生活保護の受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる場合に、後見人等への報酬費用を助成します。ただし、後見人等が被後見人等の親族である場合には助成対象とはなりません。また、助成金額には上限があります。

対 象 者 成年後見制度を利用している方（被成年後見人、被保佐人、被補助人）で、生活保護の受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる方。

助 成 上 限 額 在宅の方 … 月額 28,000 円
施設等に入所している方 … 月額 18,000 円

お問い合わせ

後見等の申立ての支援に関する相談 ⇒ 各障がい者支援センター、福祉援護課 TEL 426-3321

報酬にかかる費用の助成に関する相談 ⇒ 福祉援護課 TEL 426-3321

日常生活自立支援事業

介護保険制度や障害者総合支援法の導入により、福祉サービスの利用の仕組みは、自分で必要なサービスを選び、自らが契約を結んで利用する仕組みになりました。しかし、自分の判断能力に不安がある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすればサービスを利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売による過剰な物品の購入などのトラブルに巻き込まれる場合も想定されます。そのような方々が安心して生活が送れるように福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常生活に必要な金銭管理のお手伝いをします。

対象者 在宅で生活されており、ご自分の判断で福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方など）

事業内容

- ①福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスについての情報提供や助言
 - ・福祉サービスを利用するときの情報提供や助言
 - ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
 - ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
- ②日常的な金銭管理サービス
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金などを支払う手続き
 - ・預貯金の出し入れや解約などの手続き
- ③書類等の預かりサービス
 - ・預貯金通帳、証書（年金証書、権利証、契約書、保険証書）、実印、銀行印

利用料

区分	福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理サービス	書類等の預かりサービス
生活保護受給者の方	無料	利用料400円／月 手数料200円／年
上記以外の方	1,100円／時間	利用料400円／月 手数料200円／年

※福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス利用料は、1時間を超える場合30分ごとに半額を加算した額とします。

※生活支援員がお手伝いするときにかかる交通費は実費をご負担いただきます。

お問い合わせ 倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 434-3364、FAX 434-3357

意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語に障がいがある方の円滑なコミュニケーションを図るために、「手話通訳者」、「手話奉仕員」、「要約筆記者」、「盲ろう者向け通訳・介助員」、「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣します。

また、倉敷市役所障がい福祉課、水島保健福祉センター福祉課、児島保健福祉センター福祉課、くらしき健康福祉プラザに手話通訳者を配置しています。

対象者 原則、市内に居住する聴覚、音声・言語、その他障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)の方

費用の負担 無料

申込み方法 事前に下記のお問い合わせ先に連絡してください。(FAX可)

お問い合わせ

聴覚障がい者向け	障がい福祉課	421-2044 (FAX)
盲ろう者向け	岡山盲ろう者友の会	086-227-5004 (TEL・FAX) (月・金の午後のみ)
失語症者向け	岡山県言語聴覚士会 藤本氏	427-1183 (FAX) (倉敷平成病院内)

点字広報・音訳広報等の配布

市が発行している広報紙(広報くらしき)などを点訳又は音訳して希望者に送付します。
また、毎年12月頃に点字カレンダーを作成し、視覚ハンディのある方を中心に配布しています。

お問い合わせ 倉敷ボランティアセンター TEL 434-3350、FAX 434-3357

点字図書・録音図書・大活字本等の貸出し

録音図書の貸出し、点字図書・一般図書・大活字本・カセットブック・CD ブックの郵送貸出しには各図書館での登録手続きが必要です。

郵送貸出しの対象者

- ①身体障がい者手帳(視覚障がい)1~2級をお持ちの方【点字図書・録音図書は郵送料無料】
- ②身体障がい者手帳(視覚障がい)3~4級をお持ちの方【点字図書は郵送料無料。その他は返却時送料の負担があります】
- ③身体障がい者手帳1~4級、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方【返却時送料の負担があります】

お問い合わせ 倉敷市立中央図書館 TEL 425-6030 玉島図書館 TEL 526-6011
水島図書館 TEL 446-6918 船穂図書館 TEL 552-9300
児島図書館 TEL 472-4847 真備図書館 TEL 698-9393

緊急通報システムの設置

体に異常を感じたり、突発的な事故などのため、緊急に助けを求めたいとき、ペンダントのボタンを押すと、緊急通報管理センターが通報を受信して安否の確認の電話をいれます。
また、確認の電話に出られないとき、電話に出られて助けを必要とするときは、救急車等が出動したり、地域の緊急通報協力員があなたの所にかけて、速やかに救助活動を行い日常生活の安全を確保します。

対象者

- ①一人暮らしの高齢者の方
- ②一人暮らしの重度身体障がい者の方
- ③高齢者のみの世帯でいずれか一方が寝たきりの方

申請方法

希望者は、近隣の親戚、知人等の中から3名の協力員を確保し、利用申請書に地区担当の民生委員の確認印をもらって下記の担当課へ申請してください。

費用の負担

世帯の所得に応じて、利用者負担があります。

お問い合わせ 健康長寿課 TEL 426-3315、各保健福祉センター 福祉課

NET119(携帯電話・スマートフォンを利用した119番通報サービス)

倉敷市消防局では、音声による119番通報が困難な方を対象とした通報システムを導入しています。携帯電話・スマートフォンのインターネットを利用して、文字情報による緊急通報を行うもので、通報者はボタンを操作するだけで通報内容を伝えることができます。

GPS機能を備えた携帯電話・スマートフォンでは、通報位置の特定が可能です。

対象者 倉敷市消防局が管轄する地域に在住又は在勤若しくは在学の方(聴覚の障がい、言語・発声障がいの方)

※ このサービスを利用される場合、事前に利用登録する必要があります。
登録方法、サービス内容等の詳細につきましては、下記担当課までご相談ください。

お問い合わせ 倉敷市消防局警防課 TEL 426-1193、FAX 421-6578
Eメール fire-hq@city.kurashiki.okayama.jp

ふれあい収集

自力でごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先までごみの収集に伺います。また、安否確認を希望する方には、収集時に声掛けをします。

対象者 要介護認定者や障がい者のみの世帯で、ごみをごみステーションに排出することが困難であり、親族又は近隣の人の協力を得ることが難しい世帯のうち、次の要件のいずれかに該当する世帯

- ①要介護認定者(要介護3~5)
- ②身体障がい者のうち、肢体不自由又は視覚障がいの1~2級

収集するごみ 燃やせるごみ、資源ごみ、埋め立てごみ、使用済み乾電池(粗大ごみは除く)

収集頻度 週1回

費用の負担 無料

お問い合わせ 一般廃棄物対策課 TEL 426-3375

訪問入浴サービス事業

本サービスでないと入浴が困難な方に、ポータブル浴槽を使った訪問による入浴サービスを提供して、在宅での生活を支援します。

対象者 家族介護、ホームヘルプ、通所による入浴ができない在宅の重度身体障がい者の方
(原則、小学生以上が対象)

必要なもの ●申請書、○印鑑

費用の負担 1割負担(市民税非課税世帯又は生活保護世帯は負担なし)

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

給食サービス事業

調理や食材の調達等が困難な在宅のひとり暮らしの高齢者の方や障がい者手帳をお持ちの方に対し、栄養バランスを配慮した弁当(昼食)を配達し、安否確認を行います。

- 対象者**
- ①調理や食材の調達等が困難な65歳以上のひとり暮らしの方
 - ②調理や食材の調達等が困難な65歳以上の方のみの世帯に属する方
 - ③調理や食材の調達等が困難な障がい者手帳を所持する方
 - ④同居者がいるが、昼間において①又は②の状態にある方で、市長が特に必要であると認める方

必要なもの ●申請書

配達実施日 年末年始(12月28日～1月4日)を除く指定日 ※昼食のみ

費用の負担 1食につき360円

※ 申請前に電話にて、下記担当課へご相談ください。

お問い合わせ 健康長寿課 TEL 426-3315、各保健福祉センター 福祉課

理美容サービス利用券の支給

理容所又は美容院において理美容を受けることが困難な在宅の寝たきり高齢者等が、市の指定する理容師・美容師の訪問による理美容サービスを受ける場合、その費用の一部を助成します。

対象者 倉敷市が介護手当を支給しているねたきり高齢者、認知症高齢者、重度身体障がい者、重度知的障がい者、重度精神障がい者の方

必要なもの ●申請書

本人負担金 1回につき1,362円

給付枚数 年6枚(ただし、交付決定を受けた月により給付枚数が異なります。)

お問い合わせ 健康長寿課 TEL 426-3315、各保健福祉センター 福祉課

出前福祉講座(障がい者理解)

市内の学校、地域、職場などを対象に障がい者理解の促進を目的に、出前福祉講座を行っています。社会福祉協議会の職員やボランティア、障がいのある方などが講師となって、福祉教育のお手伝いをします。また、必要な資材もお貸しします。(点字盤、アイマスク、高齢者疑似体験セット、車いすなど)

対象者 市内の学校、地域、職場などのグループ

申込方法 電話にてご相談の上、申込書を下記のセンターへご提出ください。

お問い合わせ 倉敷ボランティアセンター TEL 434-3350、FAX 434-3357

ボランティア紹介の相談

市内に住居を有する、障がいのある方が社会参加するために、ボランティアの支援を依頼したいときのご相談に応じます。(外出介助、行事のお手伝いなど)

対象者 市内に住居を有する障がい者や高齢者など、支援を有する人

申込方法 電話もしくはFAXにて下記のセンターへご連絡ください。

お問い合わせ 倉敷ボランティアセンター TEL 434-3350、FAX 434-3357

ヘルプシールの支給

ヘルプシールは、具体的な支援内容を分かりやすく表示したシールであり、コミュニケーション支援ツールの一つとして、携帯電話や手帳等に貼って使用するものです。障がい等により支援や配慮を必要としている方々の伝達手段として、ご利用ください。

対象者 支援や配慮を必要としている人(手帳の有無は問いません。)

申込方法 窓口で必要な旨を口頭等で申出ください。(申請書等は不要です。)

必要なもの なし

費用の負担 無料



※ 右記ホームページからダウンロードして印刷できます。

お問い合わせ 障がい福祉課 TEL 426-3305 各保健福祉センター 福祉課

選挙

(1) 郵便等による投票(在宅投票)

選挙の際、次の要件に該当する方は、自宅などで投票用紙に記入し郵送で投票することができます。ただし、事前の申請により「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

対象者

① 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級か2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級か3級
- ・免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級

※ 身体障がい者手帳に「一上下肢機能障がい」と記載されている方も、対象となる場合があります。

② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- ・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症～第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症～第3項症

③ 介護保険被保険者証をお持ちで、要介護状態区分が要介護5の方

※ 上記の要件に加えて、身体障がい者手帳をお持ちで上肢又は視覚の障がいの程度が1級の方、戦傷病者手帳をお持ちで上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症～第2項症の方は、事前に届け出た代理記載人によって投票の記載をすることができます。

(2) 投票所での代理・点字投票

手の障がいなどにより自分で投票用紙に記入できない方には、投票所係員が代筆を行う代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は点字投票をすることもできます。希望される場合は、投票所の係員にお申し出ください。

※ 投票所入場券ハガキに点字シールを貼り、入場券であることを表示することができますので、希望される場合は下記までご連絡ください。

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 426-3875 FAX 427-3016

②年金・手当等に関すること

障がい基礎年金の支給

国民年金加入者が、加入期間中の病気や怪我で重度の障がい者になったときに支給される場合があります。

対象者 国民年金法による1・2級の障がいがある方

支給額 1級 年額 993,750円(昭和31年4月1日以前に生まれた方990,750円)
2級 年額 795,000円(昭和31年4月1日以前に生まれた方792,600円)
(令和5年4月現在)

※ 上記の1・2級は国民年金法で定めた障がい等級であり、身体障がい者手帳等の等級ではありません。

※ 障がいの原因となった傷病の初診日が65歳以降にある場合は、支給の対象になりません。また、保険料について納付要件を満たしていることが必要です。(20歳前に初診日がある場合については、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。)

※ 国民年金以外の年金加入者は各年金事務所、各共済組合にお問い合わせください。

障がい年金生活者支援給付金が令和元年10月から開始しました。

対象者 以下の支給要件をすべて満たしている方

- ①障がい基礎年金※1を受けている方
- ②前年の所得が「4,721,000円※2」以下

支給額 1級 月額 6,425円
2級 月額 5,140円(令和5年10月現在)

※1 旧法の障がい年金、旧共済の障がい年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 扶養親族等の数に応じて増額となります。

お問い合わせ 市民課 国民年金係 TEL 426-3291
倉敷東年金事務所 TEL 423-6150
倉敷西年金事務所 TEL 523-6395

介護手当の支給

重度の障がいがある方を、在宅で年間6ヶ月以上介護している方に支給されます。

対象者

20歳以上の重度障がい者の方を、在宅で年間6ヶ月以上介護している方

〔入院、施設入所、短期入所等の期間は除きます。また、介護者・障がい者とも市内に6ヶ月以上住所を有している必要があります。〕

◆重度障がい者の基準

- ①身体障がい者手帳1～2級を所持し、日常生活動作について介護手当認定基準に該当する方
- ②療育手帳Aを所持し、日常生活動作、及び行動について介護手当認定基準に該当する方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、行動、及び活動について介護手当認定基準に該当する方

支給額

年額40,000円

必要なもの

①の場合 ●支給申請書

●状況調査票(民生委員)

●診断書

『特別障がい者手当』受給者については、状況調査票・診断書は省略できます。

②の場合 ●支給申請書

③の場合 ●支給申請書

●診断書 ←『特別障がい者手当』受給者については、省略できます。

※ 認定基準、お住まいの地区の民生委員については、下記担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

特別障がい者手当の支給

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に対して支給される手当です。受給資格が認定されると申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。)

対象者

在宅の20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある、おおむね、身体障がい者手帳1、2級程度、療育手帳A(最重度、重度)程度の障がい重複している方、もしくはそれと同等の疾病・精神障がいを有する方。

ただし、所得制限があります。

※手当の受給(申請)ができない方

・病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院されている方

・施設等(障害者支援施設、特別養護老人ホームなど)に入所されている方

ただし、有料老人ホームやグループホームなど支給対象となる施設もありますので、事前にご相談ください。

支給額

月額 27,980円(令和5年4月現在)

必要なもの

●認定請求書一式、●診断書

※ 詳しい認定基準、申請方法については、下記担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

特別児童扶養手当の支給

精神又は心身に障がいがある児童を、家庭において養育している方に支給されます。

対象者

20歳未満の児童福祉施設に入所していない児童で、身体障がい者手帳1～3級程度（4級の一部を含む）又は療育手帳A、B程度（目安はおおむねBは中度以上）の障がいを持つ児童、精神障がいがある児童を養育している方。若しくはそれと同程度の障がいがある児童を養育している方。（20歳未満で障がいを理由とする公的年金を受けている方は対象外）ただし、所得制限があります。

※障がい程度の判定は専用の診断書で岡山県が行います（手帳の内容によっては診断書省略可）

支給額

重度障がい児（1級） 月額 53,700円

中度障がい児（2級） 月額 35,760円（令和5年4月現在）

※手当は申請した翌月分から支給されます。

※手当は申請した翌月分から支給対象となります。

原則として、毎年4月、8月、11月の11日（11日が土・日・祝の場合、直前の金融機関の営業日）が支払日です。

お問い合わせ 子育て支援課 TEL 426-3314、各保健福祉センター 福祉課

児童福祉年金の支給

心身に障がいがある児童を養育している方に支給されます。

対象者

①20歳未満の身体障がい者手帳1～3級又は療育手帳A、B（Bは中度以上）を所持している児童を養育している方

②特別児童扶養手当の障がい認定を受けている児童を養育している方
所得制限はありません。

支給額

重度障がい 月額 2,000円

中度障がい 月額 1,500円（令和5年4月現在）

※手当は申請した翌月分から支給対象となります。

原則として、毎年3月、9月の25日（25日が土・日・祝の場合、直前の金融機関の営業日）が支払日です。

お問い合わせ 子育て支援課 TEL 426-3314、各保健福祉センター 福祉課

障がい児福祉手当の支給

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする児童に対して支給される手当です。支給資格が認定されると申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。)

対象者 在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、おおむね、身体障がい者手帳1級・2級程度の障がい、療育手帳A程度の障がい、もしくはそれと同等の疾病・精神障がい有する方。

ただし、所得制限があります。

※手当の受給(申請)ができない方

・施設等に入所されている方

・当該障がいを支給理由とする年金を受給されている方

支給額 月額 15,220円(令和5年4月現在)

必要なもの ●認定請求書一式、●診断書

※ 詳しい認定基準、申請方法については、下記担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

在日外国人障がい福祉金の支給

重度の障がいがある外国人で、昭和57年1月1日以前に満20歳に達していたため、国民年金制度による障がい基礎年金などを受けることができない方に支給されます。

対象者 身体障がい者手帳1～2級を所持している方

療育手帳Aを所持している方

精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方

支給額 月額 25,000円

※ 詳しい認定基準、申請方法については、下記担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 障がい福祉課

生活福祉資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立、及び生活意欲の助長促進、ならびに在宅福祉、及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的に実施しています。

対象者 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

お問い合わせ 倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課、水島・児島・玉島・真備事務所

岡山県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡又は重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入できる保護者の要件	障がいのある方（下記参照）を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、65歳未満の特別の疾病又は障がいがなく生命保険契約の対象となる健康状態の方。	
障がいがある方の範囲	①身体障がい者手帳1～3級を所持している方 ②知的障がいのある方 ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度の障がいと認められるもの。（例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）	
掛金額	加入時の年齢（毎年度4月1日現在）	掛金月額（令和3年4月1日現在）
	35歳未満の方	9,300円
	35歳以上40歳未満の方	11,400円
	40歳以上45歳未満の方	14,300円
	45歳以上50歳未満の方	17,300円
	50歳以上55歳未満の方	18,800円
	55歳以上60歳未満の方	20,700円
	60歳以上65歳未満の方	23,300円
	※ 生活保護受給世帯は全額、市町村民税非課税世帯又は免除世帯は半額、市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯は3割掛金が免除されます。 なお、減免対象は1口目のみで2口目は減免対象外となります。 ※ 加入口数の限度は、障がいのある方1人につき2口まで。	
支給年金額	1口加入の方	月額2万円（年額24万円）
	2口加入の方	月額4万円（年額48万円）
	※ 療育手帳A、身体障がい者手帳1・2級を所持している方については、特別加算金（月額1万円）を加算して支給されます。ただし、平成20年10月1日以降に加入した方は、特別加算金は適用されません。	

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課、岡山県障害福祉課

産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児と家族に補償を行います。補償対象となるには所定の要件を満たす必要があります。

※ 申請期限あり 対象児の満5歳の誕生日まで

※ 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

※午前9時～午後5時（土日祝除く）

③医療費等に関すること

自立支援医療の給付

(1)更生医療の給付

身体に障がいがある18歳以上の人が、治療することによってその障がいを取り除く又は軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

※ 指定医療機関とは、対象医療について自治体が指定した医療機関です。指定状況等は下記の担当課へお問い合わせください。

更生医療の対象例

障がい内容	医療内容
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・白内障 ⇒ 水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術 ・網膜剥離 ⇒ 網膜剥離手術（光凝固術） ・眼球摘出後の組織充填、義眼胞埋術
聴覚障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・外耳道閉鎖症 ⇒ 外耳道形成術、外耳道造設術 ・慢性中耳炎 ⇒ 鼓室形成術、人工鼓膜 ・感音性難聴 ⇒ 人工内耳埋込術 ・口蓋裂・兔唇 ⇒ 口蓋裂形成術、口唇裂形成術 ・唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障がい ⇒ 歯科矯正治療
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・変形性関節症、慢性関節リウマチ ⇒ 骨切り術、人工関節置換術、機能訓練、治療用装具 ・不良切断端 ⇒ 断端形成術
心臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・心室（心房）中隔欠損症 ⇒ 心室（心房）中隔欠損閉鎖術 ・心臓弁膜症 ⇒ 弁形成術、人工弁置換術 ・心筋梗塞、狭心症 ⇒ 大動脈冠動脈バイパス術 ・洞不全症候群、完全房室ブロック ⇒ ペースメーカー植込術、埋込型除細動器移植術 ・心臓移植、心臓移植術後免疫療法
じん臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎不全 ⇒ 人工透析、腎移植術、移植後免疫療法、腹膜透析導入時の訪問看護
小腸機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・小腸機能全廃 ⇒ 中心静脈栄養法、及びそれに伴う合併症に対する医療
免疫機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染者 ⇒ 抗HIV療法、免疫調整療法、訪問看護（合併症の予防、及び治療はHIV感染によるものに限る）
肝臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・肝臓移植術、移植後の抗免疫療法

対象者 18歳以上の身体障がい者手帳を所持している方

費用の負担 原則1割負担（同一医療保険世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されず。課税額が一定以上の世帯は制度の対象外となることがあります。）

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

(2) 育成医療の給付

身体に機能障がいがあったり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある18歳未満の児童が、生活能力を得るために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

- 対象者** 上記児童（※治療開始前に申請が必要です）
- 費用の負担** 原則1割負担（同一医療保険世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。課税額が一定以上の世帯は制度の対象外となることがあります。）

お問い合わせ 倉敷市保健所 保健課 保健医療係、各保健福祉センター 保健推進室

(3) 精神通院医療費

精神疾患の通院治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割になる制度です。入院治療は対象になりません。

- 対象者** 精神疾患で、通院による医療を継続的に必要とする病状の方
- 費用の負担** 原則1割負担（同一医療保険世帯の市民税課税状況や疾病の種類により自己負担上限額が設定されます。課税額が一定以上の世帯は制度の対象外となることがあります。）

お問い合わせ 倉敷市保健所 保健課 精神保健係、各保健福祉センター 保健推進室

重度心身障がい者医療費の助成

心身に重度の障がいがある方が、医療保険を使って医療を受けた場合に、その自己負担額の一部が助成されます。

- 対象者** 倉敷市内に住民票があり、国民健康保険、その他の健康保険に加入している方で次の①②③のいずれかに該当し、かつ前年の所得が所得制限(老齢福祉年金と同じ)の範囲内にあること。
- ①身体障がい者手帳1級、2級を所持している方
 - ②重度の知的障がい者で療育手帳Aを所持している方
 - ③身体障がい者手帳3級および療育手帳B(中度)の両方を所持している方

※ ただし、65歳以上で新たに上記の障がい要件に該当することになった方は対象になりません。また、生活保護を受けている方も対象になりません。

お問い合わせ 医療給付課 TEL 426-3395

後期高齢者医療制度の適用

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が対象ですが、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方については、申請して認められると現在ご加入の健康保険などに代わって後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 対象者** 65歳以上75歳未満の方で次の①～④のいずれかに該当する方
- ①身体障がい者手帳1～3級(4級の一部)を所持している方
 - ②療育手帳Aを所持している方
 - ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級を所持している方
 - ④国民年金法等における障がい年金の受給者で、その等級が1級、2級の方

お問い合わせ 医療給付課 TEL 426-3395

特定疾病療養受療証の交付

医師の証明をもって申請すれば「特定疾病療養受療証」を交付します。

- 対象者** 厚生労働大臣が定めた疾病(下記の①～③)にかかっている国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者
- ①先天性血液凝固因子障がいの一部
 - ②人工透析を必要とする慢性腎不全
 - ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

費用の負担 上記の疾病に係る1か月の自己負担額10,000円
(70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円)

お問い合わせ 国民健康保険課 TEL 426-3281、医療給付課 TEL 426-3395

※国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者以外の方は、加入している保険者へお問い合わせください。

歯科診療

一般の歯科診療所では診療が困難な障がい者の方が、歯の治療を受けやすくするために歯科診療所が設けられています。なお、保険診療で行うため自己負担が必要です。

診療日時 毎週木曜日 午後2時～5時(※ただし、事前予約が必要です。)

診療場所 倉敷歯科医師会館

所在地 倉敷市昭和 2-2-17

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課
倉敷歯科医師会館 TEL 422-2122

マッサージ施術費の助成

指定のマッサージ施術所にて、障がい者の方がマッサージを受ける場合、マッサージにかかる施術費の一部が助成されます。

- 対象者**
- ・身体障がい者手帳1～3級を所持している方
 - ・療育手帳Aを所持している方
 - ・精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持している方

助成内容 施術料1回 1,100円、往料1回 1,500円を助成
ただし、施術券は1ヶ月に4枚を限度とし、1年間で24枚まで交付されます。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

④交通・移動の援助に関すること

JR旅客運賃の割引

身体障がい者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券などを購入してください。バスについては、距離制限はありません。

対象者		第1種障がい者		第2種障がい者	
		障がい者が単独で乗車	障がい者が介護者とともに乗車	障がい者が乗車	12歳未満の障がい者が介護者とともに乗車
乗車券類の種類	普通乗車券	障がい者:5割引 (片道101km以上)	障がい者:5割引 介護者:5割引	障がい者:5割引 (片道101km以上)	
	定期乗車券		障がい者:5割引*1 介護者:5割引		介護者:5割引
	回数乗車券 (特別急行回数乗車券を除く)		障がい者:5割引 介護者:5割引		
	普通急行券 (特別急行券を除く)		障がい者:5割引 介護者:5割引		

*1 小児定期乗車券については割引なし

お問い合わせ JR各駅、乗車券販売窓口

タクシー運賃の割引

運賃・料金を支払う際に、身体障がい者手帳又は療育手帳を運転手に提示し、割引を受けてください。

対象者 身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している方

割引率 運賃・料金の1割引

※タクシー事業者によっては、割引制度の内容が異なる場合があります。

お問い合わせ 各タクシー会社

コミュニティタクシー運賃の割引

障がいのある方や高齢の方、介護保険の認定を受けている方は、コミュニティタクシー利用時に利用者証を提示することにより、運賃の割引が受けられます。

対象者

- ①市内在住の方で、次のいずれかに該当する方
- ・身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳所持者
 - ・障がい福祉サービス受給者証所持者
 - ※自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者を含む。
 - ・65歳以上の方
 - ・介護保険第2号被保険者のうち、要介護又は要支援認定を受けている方
- ②倉敷市介護保険被保険者のうち、要介護又は要支援認定を受けている住所地特例対象被保険者

割引額

1回の乗車につき100円割引かれます。

必要なもの

●申請書 ○本人の顔写真(縦3cm×横2.4cm)

○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい福祉サービス受給者証又は介護保険被保険者証

※身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳(顔写真が貼付されたものに限る。)を所持する方は、手帳を提示することにより割引を受けることができます。

運行地区・・・庄新町地区、西坂地区、大室・高室・菰地団地地区、倉敷ハイツ地区、真備地区、東酒津地区、イトーピア団地、船穂地区、水島地区

お問い合わせ 健康長寿課 TEL 426-3315、各保健福祉センター 福祉課

バス運賃の割引

路線バスの場合 ⇒ 料金を支払う際に身体障がい者手帳、療育手帳又は写真が貼付された精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

乗車券、定期乗車券を購入する場合 ⇒ 発売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳又は写真が貼付された精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

※割引対象とならない路線バスも一部ありますので、詳しくは各バス会社営業窓口へお問い合わせください。

対象者		第1種障がい者		第2種障がい者
		障がい者が単独で乗車	障がい者が介護者とともに乗車	
種類	乗車券(運賃)	障がい者:5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)	障がい者:5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引) 介護者:5割引	障がい者:5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)
	定期乗車券	障がい者:3割引 (12歳以上の障がい者)	障がい者:3割引 (12歳以上の障がい者) 介護者:3割引	障がい者:3割引 (12歳以上の障がい者)

お問い合わせ 各バス会社

航空旅客運賃の割引

航空券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

対 象 者 障がい者(満12歳以上)の方とその介護者の方

※ 各事業者によって割引率が異なります。また精神障がいにあつては写真入であること、搭乗日が手帳の有効期限内であることなどの条件があります。必ず事前にご確認ください。

※ 国際線は対象ではありません。

お問い合わせ 各航空会社

船舶運賃の割引

運賃を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

※ 各事業者によって割引対象者、及び割引率が異なります。また精神障がいにあつては写真入であることなどの条件があります。必ず事前にご確認ください。

お問い合わせ 各船舶会社

有料道路通行料金の割引

有料道路をご利用される障がい者の方に対して、有料道路通行料金が割引されます。ただし、事前に手続きが必要です。

対 象 者 ①障がい者ご本人が運転する場合⇒身体障がい者手帳を所持している方
②介護者が運転する場合 ⇒第1種の身体障がい者手帳または療育手帳を所持している方で、障がい者が同乗する場合のみ

手 続 き 方 法 ①オンライン申請

ご自宅等で、有料道路事業者のホームページからマイナンバーカードを使用して手続きする方法です。ETC利用申請する場合に限りです。

○必要書類等の詳細は申請受付サイトでご確認ください。

有料道路事業者オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

※ オンライン申請に関するお問い合わせ先

有料道路ETC割引登録係(平日9時~17時)

電話:045-477-1233 FAX:045-474-1110

②窓口申請

お住まいの地区の福祉課窓口での手続きする方法です。



窓口申請で必要なもの

①車両を事前に登録されない場合

- 身体障がい者手帳又は療育手帳A(両方お持ちの方はどちらもご持参ください。)
- 運転免許証(障がい者ご本人が運転する場合)※1

②車両を事前に登録される場合 ①に加え、次の書類が必要です。

- 車検証または軽自動車届出済証(本人・配偶者・直系血族・兄弟姉妹等が所有する個人名義の車。軽トラック・レンタカー・車検証等の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されている車などは対象外。)
- 割賦契約書またはリース契約書(割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方のみ)

自動車車検査証等上の所有者が法人名(ローン会社・リース会社)の方で、契約書により契約中と確認でき、要件を満たす場合は割引対象自動車となります。なお、使用者の勤務する会社等(自営業含む)から貸与を受けている自動車は登録できません。

③ETC利用申請される場合 ①と②に加え、次のものがが必要です。

- ETCカード(ご本人名義《未成年者は親権者または法定後見人》のもの)※2
- ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)※2

■既に手帳を持たれており、手続きをされている方

割引有効期間内の手帳紛失による再交付 ⇒「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書(お客様用)」または旧「ETC利用申請証明書(お客様さま用)」をご持参ください。

破損・障がい変更等による手帳の再交付 ⇒旧手帳をご持参ください。

※1 割引有効期間内の更新手続き・変更手続きを行う場合は省略可です。(新規登録の方は必要。)

※2 前回の登録申請時から変更が無い場合は省略可です。(新規登録の方は必要。)

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

※手帳への記載の手続きは、お住まいの地区の福祉課窓口で行っています。

西日本高速道路株式会社中国支社料金課 TEL 082-831-4111(代表)

有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

福祉有償運送

通院、通学等の日常的な外出のほか、行楽、余暇活動等の生活の質と範囲を広げる手助けとして、NPO 法人等により、福祉車両等を使用して有償（営利目的ではありません。）で行われる福祉移送サービスです。なお、利用をするには、各事業者への登録が必要です。

- 対象者** 次のいずれかに該当する方で、電車やバス等の公共交通機関を一人で利用できない方
- ①身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上の方
 - ②介護保険の認定を受けている方（要支援、要介護1～5）
 - ③その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する方

（令和5年10月1日現在）

	事業者名	所在地	電話番号
1	社会福祉法人 和福社会 庄の里福祉移送サービス	倉敷市山地 1297	086-461-0033
2	社会福祉法人 王慈福社会 王慈福社会福祉有償運送事業部	倉敷市児島下の町 5-2-17	086-473-9001
3	NPO法人 ヘルパーステーション・サンフレール	倉敷市児島赤崎 3-8-47	086-486-0882
4	岡山県高齢者福祉生活協同組合 たんばぼの里	倉敷市福田町古新田 802-16	086-450-3580
5	社会福祉法人 P.P.P. ひまわり福祉有償運送	倉敷市福田町福田 2122-1	086-455-8585
6	社会福祉法人 クムレ なないろ	倉敷市栗坂 12-2	086-486-7105
7	NPO法人 くうーら	倉敷市安江 192-1	086-441-7147
8	社会福祉法人 薫風会 みどり荘福祉有償運送事業所	倉敷市神田 2-3-5	086-444-6521
9	NPO法人 ぶどうの家 わたぼうし	倉敷市船穂町船穂 1711-6	086-552-2171
10	NPO法人 ありがとう コンシェルジェ茶屋町	倉敷市茶屋町 731-10	086-476-5757
11	NPO法人 ハッピークラブ（岡山市内発着のみ）	岡山市北区撫川 440-1	086-903-3001
12	NPO法人 岡山県視覚障害者自立支援センター	岡山市北区奉還町 2-9-3	086-250-8278
13	一般社団法人 あむれっと	倉敷市玉島道口 97 番地 1	086-522-7764
14	医療法人 王慈会 おうじ福祉有償運送	倉敷市児島下の町 5-2-17	086-436-9788

自動車改造費の助成

（1）障がい者自らが運転する場合

通勤・通学などのために自らが所有する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル、ウインカーを改造する必要があるときに、その費用を助成します。**※助成を受けるには、改造前に申請が必要です。**

- 対象者** 上肢、下肢又は体幹機能に障がいがある方で、市税を完納している世帯に属する方（過去1年以内に助成を受けていない方）

助成限度額 100,000円

- 必要なもの** ●申請書、○運転免許証、○改造見積書（改造箇所、内容のわかるもの）、○車検証
○改造予定部分、及び車両外観（ナンバープレートのわかるもの）の写真など

※改造内容等により必要なものが異なりますので、事前に下記担当課までご相談ください。

(2) 介護者が運転する場合【介護用自動車改造費の助成】

障がい者等の外出を容易にするための自動車の改造（電動リフト・車いす用スロープ等の取り付け）又はリフト・スロープを取り付けている自動車を購入する場合、その改造費又は購入費の一部を助成します。ただし、過去10年以内に助成を受けている場合は除きます。

※ 助成を受けるには、購入・改造前に申請が必要です。

介護対象者	次の①又は②の方のうち、自ら自動車の運転が困難で車いす・ストレッチャーその他歩行用具を使用しないと移動することが困難な状態が継続すると認められる方 ①下肢又は体幹機能障がいの3級以上の方 ②介護保険法において要介護1～5に認定された65歳以上の方
対象者	市内に1年以上在住し、介護対象者本人又は介護対象者を介護する3親等以内の親族等で、市税を完納している世帯に属する方
助成限度額	改造に要する費用に、下記補助率を乗じた額。（限度額あり）

所得区分	補助率
対象者が、前年（1月～6月は前々年）所得税年額 102,500 円未満の世帯に属する場合。	2/3
対象者が、前年（1月～6月は前々年）所得税年額 102,500 円以上402,500 円未満の世帯に属する場合。	1/2
対象者が、前年（1月～6月は前々年）所得税年額 402,500 円以上の世帯に属する場合。	2/5

必要なもの

 ●申請書、○見積書、○カタログなど
 ※改造内容等により必要なものが異なりますので、事前に下記担当課までご相談ください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

運転免許取得費の助成

自動車運転免許等（原付を除く）の取得にかかる費用の一部が助成されます。

※免許取得前に申請が必要です。

対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持し、免許取得が社会参加のために必要と認められる方で、市内に1年以上在住し、市税を完納している世帯に属する方
助成限度額	100,000円／年度（取得費用の2/3以内） ※年度に1回限り
必要なもの	●申請書、○自動車学校の入学申込金の領収書又は支払い証明書など

※事前に下記担当課までご相談ください。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

運転免許取得相談(適性相談)

身体の不自由な方で運転免許の取得を希望される方又は更新手続きを希望される方は、自動車の運転に必要な運動能力等について事前に適性相談を受けうることができます。

お問い合わせ 岡山県運転免許センター TEL 086-724-2200

倉敷市障がい者移動支援事業

障がいのある方の外出や移動に要する費用の一部を助成します。

ただし、次の(1)～(5)は重複して助成を受けることはできません。

(1)自動車燃料チケットの助成

自動車税、軽自動車税の免除適用車両又は操向装置、駆動装置等の改造自動車の運行に要する燃料費の一部が助成されます。

対象者

- ①在宅の身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者で、自動車税等の免除適用車両を自ら所有し、運転する所得税非課税者
- ②在宅の身体障がい者手帳所持者で、改造自動車を自ら所有し運転する所得税非課税者

助成限度額

月額2,000円(500円券を4枚)
※人工透析又は特定医療費(指定難病)受給者証所持者で週2回以上の通院を余儀なくされる方は月額6,000円

(2)福祉タクシーチケットの助成

重度障がい者がタクシーを利用する場合、その利用料の一部が助成されます。

対象者

在宅の方で、身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の方

助成限度額

月額2,000円(500円券を4枚)
※人工透析、特定医療費(指定難病)受給者証所持者、及び小児慢性特定疾病医療受給者証所持者で週2回以上の通院を余儀なくされる方は月額6,000円

(3)リフトタクシーチケットの助成

リフトタクシー又は寝台用車両を利用する場合、その利用料の一部が助成されます。

対象者

在宅の身体障がい者手帳1～2級を所持している方で、車いす又はストレッチャーを常に移動の手段としている所得税課税年額が14万円以下の方

助成限度額

月額4,000円(1,000円券を4枚)

(4)バス利用料の助成

路線バスを利用する場合、その利用料の一部を助成します。

対象者

在宅の方で身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の方

助成限度額

月額1,000円
※人工透析又は特定医療費(指定難病)受給者証所持者で週2回以上の通院を余儀なくされる方は月額3,000円

(5)鉄道運賃の助成

鉄道を利用する場合、その利用料の一部が助成されます。

対象者

在宅の身体障がい者手帳1～2級を所持している方で、人工透析又は特定医療費(指定難病)受給者証所持者で週2回以上の通院の必要がある、所得税非課税世帯の方

助成限度額

月額6,000円

(6) 身体障がい者補助犬飼育費の助成

補助犬飼育に要する経費の一部を助成します。

対象者 在宅で、身体障がい者手帳を所持し①～③のいずれかに該当する方
①視覚障がいの程度が1級に該当し、盲導犬を現に使用し、飼育している方
②肢体不自由の程度が1～2級に該当し、介助犬を現に使用し、飼育している方
③聴覚障がいの程度が2級に該当し、聴導犬を現に使用し、飼育している方

助成限度額 月額6,000円

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

施設通所者の交通費助成

障がい者が公共交通機関等を利用して市内の施設(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、地域活動支援センターⅢ型又は作業所)へ通う場合に、交通費の一部が助成されます。

対象者 倉敷市内の施設に通所する倉敷市内在住の障がい者

助成額 ・バス、電車を使って通う場合 運賃実費の1/2
ただし、A型通所者は月額上限3,000円
・原付自転車、自二車、自動車を運転して通う場合 月額1,500円
ただし、開所日数の半数以上又は11日以上通所している場合に限る。

お問い合わせ 障がい福祉課

福祉車両の貸出

心身に障がいがある方の通院や施設への入退所、旅行やイベント参加等にご利用いただくため、車椅子で乗車可能な福祉車両をお貸しします。ただし、ガソリン代は自己負担となります。

対象者 倉敷市内の心身に障がいがある方、及びその家族、心身障がい者関係団体など

貸出期間 3日間まで(原則)

費用の負担 無料(ただし、ガソリン代等は利用者の負担となります。)

お問い合わせ 倉敷市社会福祉協議会
地域福祉課 TEL 434-3301 FAX 434-3357
水島事務所 TEL 446-1900 FAX 440-0154
児島事務所 TEL 473-1128 FAX 470-0054
玉島事務所 TEL 522-8137 FAX 523-0054

駐車禁止除外標章の交付

障がい者が自ら運転する又は家族の運転する自動車に乗車して駐車する場合に、岡山県公安委員会指定の駐車禁止区域内での必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るための駐車禁止除外標章の交付を申請することができます。

対象者

(令和5年4月現在)

手帳の種類	障がい内容	障がい等級
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障がい	2級及び3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢機能障がい	1級、2級の1及び2級の2
	下肢機能障がい	1級から4級までの各級
	体幹機能障がい	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)	1級から4級までの各級
	心臓機能障がい	1級及び3級
	じん臓機能障がい	1級及び3級
	呼吸器機能障がい	1級及び3級
	ぼうこう機能障がい	1級及び3級
	直腸機能障がい	1級及び3級
	小腸機能障がい	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
療育手帳	重度(A)	
精神障がい者	1級	
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症	

※車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも標章を使用できます。

必要なもの

●申請書(岡山県警ホームページにてダウンロード可能)

○身分又は事由を証するもの

○自動車検査証の写し(身体障がい者等で特定の車両を指定する必要がない方は不要。)

※身体障がい者の方は岡山県身体障害者福祉連合会でも手続きができます。ただしこの場合、手数料が必要になります。

お問い合わせ 最寄りの警察署の交通(第一)課又は警察本部交通規制課
 倉敷警察署交通課 TEL 086-426-0110 岡山県警察本部交通部交通規制課 TEL 086-234-0110
 岡山県身体障害者福祉連合会 TEL 086-223-4562

高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間(県内 8 ヶ所)に高齢運転者等が運転し、標章を掲示した普通自動車(軽四を含む。)のみが駐車することができます。

この場所に標章車以外の車が駐車した場合には、駐車違反になります。

対象者

- ①満70歳以上の方
- ②障がい者マーク、聴覚障がい者マークの対象の方
- ③妊婦と産後8週間以内の方

駐車できる場所

「駐車可(標章者専用)」「時間制限駐車区間(標章車専用)」の標識が設置されている場所



標章車専用



標章車専用

岡山県内の駐車できる場所

(令和5年4月1日現在)

駐車できる場所		可能台数	注意
倉敷市	倉敷市総合福祉会館前	2台	7時~20時、表示線内に限る
	児島市民病院前	4台	8時~20時、表示線内に限る
岡山市	石関町パーキングチケット	3台	7時~22時、表示線内に限る
	西ふれあいセンター前	2台	8時~17時、表示線内に限る
津山市	津山市役所東庁舎前	2台	8時~18時、表示線内に限る
玉野市	玉野総合福祉センター前	5台	8時~17時、表示線内に限る
笠岡市	笠岡市老人福祉センター前	7台	8時~20時、表示線内に限る
和気町	日笠郵便局前	1台	8時~18時、表示線内に限る

必要なもの

- 自動車運転免許証
- 自動車検査証の写し(妊婦等の方は母子健康手帳等)

お問い合わせ 最寄りの警察署の交通(第一)課 又は 交通部交通規制課

倉敷警察署 TEL086-426-0110

岡山県警察本部交通部交通規制課 TEL086-234-0110

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方に専用の利用証を交付し、利用証を交付された方が車いすマークの駐車場（身体障がい者等用駐車場）スペースを優先して利用できます。車いすマーク駐車場に駐車した際、交付された利用証を外から見えるようルームミラー等に掛けて使用します。

対象者

（令和5年4月現在）

手帳の種類	障がい内容	障がい等級
身体障がい者手帳	視覚障がい	1・2・3・4級
	聴覚障がい	該当なし
	平衡機能障がい	3・5級
	音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障がい	該当なし
	上肢機能障がい	1・2級
	下肢機能障がい	1・2・3・4・5・6級
	体幹機能障がい	1・2・3・5級
	脳原性運動機能障がい（上肢機能）	1・2級
	脳原性運動機能障がい（移動機能）	1・2・3・4・5・6級
	心臓機能障がい	1・3・4級
	じん臓機能障がい	1・3・4級
	呼吸器機能障がい	1・3・4級
	ぼうこう機能障がい	1・3・4級
	直腸機能障がい	1・3・4級
	小腸機能障がい	1・3・4級
	免疫機能障がい	1・2・3・4級
肝臓機能障がい	1・2・3・4級	
療育手帳		「A」判定
精神障がい者保健福祉手帳		1級

※その他高齢者、難病患者、妊産婦、けが人なども対象となります。（診断書等の提出が必要な場合があります。）

※利用証は、障がい、高齢、難病の方は、緑色（有効期間なし）。妊産婦、けが人などは赤色（有効期間あり）。

お問い合わせ 岡山県 障害福祉課 福祉推進班 TEL 086-226-7362

保健福祉推進課
障がい福祉課
介護保険課
子育て支援課
保健所
各保健福祉センター



⑤住宅に関すること

住宅改造費の助成

在宅で重度障がいがある方の自立を促進するとともに介護している人の負担を軽くするために、浴室・便所・台所などを改造する場合に、費用の一部が助成されます。

ただし、新築・増築または全面的な改築の場合には、対象となりません。

対象者

市内に居住し、居住する住宅に改造の必要があると認められ、次のいずれかに該当する方。

◆満65歳以上の方

①介護保険法により、要支援又は要介護状態と認定された方

◆満65歳未満の方

②肢体又は視覚の障がいにより、身体障がい者手帳1～2級を所持している方

③療育手帳Aを所持し、日常生活を営むうえで介助を必要とする方

※上記のいずれかに該当し、市税を完納している世帯に属すること。(この制度で取り扱う世帯とは、同一敷地内に居住する家族全員のことになります。)

助成限度額

80万円(ただし、世帯の課税状況により、補助率が異なります。)

必要なもの

●住宅改造相談票(訪問現況調査の後に申請書類等をお渡しします。)

※必ず事前に介護保険課までご相談ください。

お問い合わせ 介護保険課 TEL 426-3343

市営住宅への入居等

(1)入居抽選時の優遇

心身障がい者がいる世帯については、入居の抽選時に優遇措置があります。ただし、入居を保証するものではありません。

対象世帯

①療育手帳A又はB中度に該当する方がいる世帯

②精神障がい者保健福祉手帳1～2級に該当する方がいる世帯

③身体障がい者手帳1～4級に該当する方がいる世帯

④障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方がいる世帯

(2)身体障がい者世帯向け住宅

車いす専用の身体障がい者世帯向け住宅があります。ただし、申込み受付は空家募集があった場合に限られ、対象は次に該当する世帯となります。

対象世帯

重度の下肢機能障がい者等(障がい者手帳の下肢、体幹又は移動機能障がいの障がい程度が1～2級)で常時車いすを使用する方がいる世帯

(3)市営住宅の家賃の減免

市民税非課税世帯で心身障がい者がいる場合には、申請に基づき家賃の50%の額が減免されます。

対象世帯 市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①身体障がい者手帳1～4級を所持している方
- ②療育手帳を所持している方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持している方

お問い合わせ 倉敷市営住宅管理センター TEL 430-0109

※ 県営住宅に関するお問い合わせ

⇒ 岡山県営住宅管理センター TEL 086-222-6696

⑥公共料金・税金に関すること

NHK放送受信料の減免

次のような場合には、NHK放送受信料の減免を受けることができます。

対象者 【全額免除】

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

- ①身体障がい者（身体障がい者手帳1～2級又は視覚障がい者、聴覚障がい者）が世帯主で、NHKとの契約者である場合
- ②重度の知的障がい者（療育手帳A）が世帯主で、NHKとの契約者である場合
- ③重度の精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級）が世帯主で、NHKとの契約者である場合

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター福祉課
倉敷市保健所 保健課精神保健係、各保健福祉センター保健推進室
NHK岡山放送局営業部 TEL 086-214-4740

携帯電話料金の割引

次のような場合には、携帯電話料金の割引を受けることができる場合があります。携帯電話会社への事前の手続きが必要です。

対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証を所持している方

割引内容

各事業者によって割引対象者、及び割引内容が異なります。事前にご確認ください。

お問い合わせ 各携帯電話会社

NTT無料番号案内

目や上肢等がご不自由な方、知的障がいや精神障がいを有している方で、次の方については、申請により無料で番号案内を利用できます。（ご利用前には事前に登録が必要です。）

対象者

- ①身体障がい者手帳の交付を受けた方で、次のいずれかの障がいのある方
 - ・視覚障がい1～6級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1～2級
 - ・聴覚障がい2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級（1級、2級はなし）
- ②療育手帳の交付を受けた方
- ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方

お問い合わせ NTTふれあい案内 TEL 0120-104174
(受付時間 土・日・祝日・年末年始を除く9～17時)

青い鳥郵便葉書の無償配布

郵便事業(株)が、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体障がい者の方、及び重度の知的障がい者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒にくぼみ入り通常郵便葉書をお入れして無料で配布しています。

※ くぼみ入り通常郵便葉書とは、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書のことです。

対象者 身体障がい者手帳(1級、2級)、療育手帳「A」の交付を受けた方

配布枚数 一人につき20枚

申込期間 4月上旬～5月末頃

配布葉書 通常郵便葉書(無地、インクジェット紙又はくぼみ入り※)
通常郵便葉書胡蝶蘭(無地、インクジェット紙)

お問い合わせ もよりの郵便局

各種施設の入館料割引

障がい者手帳の交付を受けた方が、公共施設などを利用する際に、手帳を提示すると入場料・利用料が減免される場合があります。詳しくは各事業者、施設管理者へお問い合わせください。

お問い合わせ 各事業者、各施設管理者

市営駐車場の駐車料金の減免

市営駐車場を利用する方で次の条件に該当する場合、駐車料金が減免されます。

対象者

次のいずれかに該当する方が運転し、又は同乗する自動車を駐車する場合

- ① 身体障がい者手帳1～2級を所持している方
- ② 療育手帳Aを所持している方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方

実施駐車場

名称	減免手続きができる時間
① 倉敷市市営駅前駐車場	午前7時から午後11時まで
② 倉敷市市営駅東駐車場	
③ 倉敷市市営あちてらす倉敷駐車場	
④ 倉敷市中央駐車場	
⑤ 倉敷市市営美観地区南駐車場(旧芸文館地下駐車場)	
⑥ 倉敷市市営美観地区東駐車場(旧倉敷市民会館駐車場)	午前7時から午後10時まで
⑦ 倉敷市水島東栄町駐車場	午前9時から午後5時まで
⑧ 児島市民交流センター第1、第2、第3駐車場	午前9時から午後10時まで

減免内容

普通駐車料金の50%を減額(⑧児島市民交流センターの各駐車場は、入庫から24時間の駐車料金の全額を免除)

利用方法

出庫に際し、事前に各駐車場の係員に手帳を提示し、減額を受けてください。

お問い合わせ ①～⑦倉敷まちづくり(株) TEL 697-6106 ⑧児島市民交流センター TEL 474-8550

税の控除（所得税・住民税）

心身に障がいがある人は、障がいの状況などによって、所得税、住民税、相続税、及び贈与税などの控除が受けられます。

種類	対象・条件	控除額		
		所得税	住民税 (市県民税)	
障がい者 控除	本人又は控除対象配偶者、及び 扶養親族が障がい者の場合	●一般 (身体障がい者手帳3級以下・療 育手帳B・精神障がい者保健福 祉手帳2級以下など)	27万円	26万円
		●特別障がい者 (身体障がい者手帳2級以上・療 育手帳A・精神障がい者保健福 祉手帳1級など)	40万円	30万円
		●同居特別障がい者 (特別障がい者である控除対象 配偶者又は扶養親族が同居の 場合)	75万円	53万円
小規模 企業共 済等掛 金控除	心身障がい者扶養共済制度(心 身障がい者保健扶養制度)の掛 金	年間に支払った掛金(加入者負 担金)	全額	全額
特例	前年分合計所得金額が135万円以下の障がい者			非課税
所得金 額調整 控除	給与等の収入金額が850万円を超える方で、本人又は同一生計配 偶者、及び扶養親族が特別障がい者の場合		給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合 には1,000万円)から850 万円を控除した金額の1 0%相当額を給与所得金額 から控除	

お問い合わせ	所得税、相続税、贈与税、消費税	⇒ 倉敷税務署	TEL 422-1201
		児島税務署	TEL 472-2630
		玉島税務署	TEL 522-3121
	住民税	⇒ 市民税課	TEL 426-3181
	新マル優制度(預貯金利子の非課税)	⇒ 各金融機関	

自動車税・軽自動車税の減免

申請によって自動車税（種別割、環境性能割）および軽自動車税（種別割、環境性能割）の減免が受けられる場合があります。

障がい区分		障がいの程度		
		身体障がい者等本人が運転する場合	身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合又は身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1～3級、4級の1	1～3級、4級の1	
	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級（気管開口している者に限る。）	3級（気管開口している者に限る。）	
	上肢機能障がい	1級、2級	1級、2級	
	下肢機能障がい	1～6級	1～3級	
	体幹機能障がい	1～3級、5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（※1）	1級、2級（※1）
		移動機能	1～6級	1～3級（※2）
	内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	1級、3級	1級、3級	
免疫、肝臓機能障がい	1～3級	1～3級		
療育手帳		A（最重度、重度）	A（最重度、重度）	
精神障がい者保健福祉手帳		1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けていること。 （軽自動車税については1級のみ）	1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けていること。 （軽自動車税については1級のみ）	

（※1）一上肢のみに運動機能障がいがあるものを除く。
（※2）3級のうち一下肢のみに運動機能障がいがあるものを除く。
◎上記のほか、上肢機能障がい3級と下肢機能障がい4級を併せ持つ場合、特例的に減免の対象になることがあります。
◎減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障がいについて行いますので、障がい部位が複数箇所ある場合は手帳の等級と判定が異なる場合があります。対象となる障がい程度の詳細については下記担当課へお問い合わせください。

《対象となる自動車等》

- ・障がい者本人が所有する車（普通車、軽自動車、自動二輪車、原動機付自転車のうち1台）
- ・生計を一にする者が所有する車（ただし、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、18歳未満で身体障がい者手帳をお持ちの方に限る。）
- ◆この他にも、8ナンバーの特種用途自動車で自動車検査証に「車いす移動車」「身体障がい者輸送車」「入浴車」の記載があるもの又は福祉車両で一定の基準に該当するものについては、申請により減免される場合があります。

※ 車種によって必要書類等が異なります。詳しい内容については下記担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ

自動車税種別割に関すること	岡山県備中県民局税務部課税課	TEL 434-7071
自動車税環境性能割に関すること	岡山県備前県民局税務部分室	TEL 086-286-8770
軽自動車税種別割に関すること	倉敷市税務部税制課	TEL 426-3175
軽自動車税環境性能割に関すること	岡山県備前県民局税務部久米分室	TEL 086-245-6200

⑦就労に関すること

職業紹介・就職促進

ハローワーク(公共職業安定所)では、障がいのある方の就職や採用の相談窓口として障がい者担当者が配置されています。職歴、障がいの状況、技能知識、適正、希望等が登録され、就職のあっせんから就職後のアフターケアまで、一貫したサービスを受けることができます。

また、障がい者求職情報を収集、整備し、障がい者を雇用したい事業主のニーズに合った情報を提供しています。

お問い合わせ	ハローワーク倉敷中央	笹沖 1378-1	TEL 424-3333
	ハローワーク児島	児島小川町 3672-16	TEL 473-2411

内職のあっせん

自宅以外の仕事場で作業が困難な方、就職することが困難な方のために、内職の情報の提供・あっせんをします。

利用方法 電話・来所などでお受けしています。

開所日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)、午前9時～12時、午後1時～4時

所在地 船倉町 1275-6(倉敷市社会福祉事業団内)

お問い合わせ	倉敷市内職あっせん所	TEL 422-1254
--------	------------	--------------

岡山障害者職業センター

公共職業安定所が行う職業紹介などと密接な連携を保って、障がい者本人の職業選択やさまざまな問題についての相談や職業準備訓練、就職した障がい者に対する職場適応指導などの業務を行っています。

相談の秘密は固く守られ、諸検査にかかる費用は無料です。

対象者 心身に重度の障がいがある人で特に就職が困難な方

所在地 岡山市北区中山下 1-8-45 NTTクレド岡山ビル 17階

お問い合わせ	岡山障害者職業センター	TEL 086-235-0830	FAX 086-235-0831
--------	-------------	------------------	------------------

障がい者就業・生活支援センター

(詳しくは9ページをご覧ください。)

知的障がい者職親委託制度

一定期間、事業経営者などの下で生活指導や技術習得の訓練を受け、就職に必要な知識や技術を身に付ける制度です。

対象者 療育手帳を所持している方
※ただし、職親となる方がいる場合に限りです。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

障がいがある人に職業的自立のための職業能力の評価から、就職に必要な知識・技能を身につける職業訓練、職業指導および就職のフォローアップまでの一貫した職業リハビリテーションサービスを障がい者の特性ごとに行うことによって職業人としての自立を援助する施設です。

※ 入所を希望する方は、地域障害者職業センターと相談の上、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込んでください。

所在地 加賀郡吉備中央町吉川 7520

お問い合わせ 岡山障害者職業センター
ハローワーク倉敷中央、ハローワーク児島
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 管理課 TEL 0866-56-9007

⑧保育・教育に関すること

保育園・認定こども園

市内の保育園及び認定こども園への入園については、保育・幼稚園課へご相談ください。申請書提出後、障がいの程度や定員等の状況により、市が入所調整を行います。

お問い合わせ 保育・幼稚園課 TEL 426-3311、各保育園、各認定こども園

幼稚園

公立幼稚園への入園については、教育委員会指導課へご相談ください。
(障がいの程度によっては、受け入れができない場合があります。)

お問い合わせ 倉敷市教育委員会 指導課 TEL 426-3831、各幼稚園

放課後児童クラブ

市内の放課後児童クラブでは、昼間、保護者が仕事等で家にいない障がいをお持ちの小学生の受け入れを行っています。障がいの程度や定員等の状況により受け入れができない場合もあります。入所については、各児童クラブへご相談ください。

お問い合わせ 子育て支援課 TEL 426-3314、各放課後児童クラブ

小・中学校特別支援学級

小・中学校の特別支援学級では、知的面や情緒面等に比較的軽度の障がいがあり、通常の学級での指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒について、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行っています。

《知的障害特別支援学級》

知的面に障がいのある子どもは、身の処理や集団生活への参加などにも困難なことがあります。そのため、将来への自立を目指して、社会生活に必要な資質を身に付けるための教育を行っています。

設置校数 小学校 ⇒ 53校 中学校 ⇒ 25校

《自閉症・情緒障害特別支援学級》

情緒面に障がいのある子どもは、自閉的傾向があったり、集団に適応できなかつたり、また、コミュニケーションがとりにくかつたりします。そこで、その障がいの状態に応じた指導をしながら、全体的な発達を促すための教育を行っています。

設置校数 小学校 ⇒ 56校 中学校 ⇒ 25校

《聴覚障害特別支援学級》

聴こえに障がいのある子どものための教育を行っています。

設置校数 小学校 ⇒ 1校 中学校 ⇒ 1校

《病弱・身体虚弱特別支援学級》

院内学級と呼ばれ、倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院内に喘息、腎炎などの慢性疾患、身体虚弱等のために入院治療や生活規制が必要な子どものための教育を行っています。

設置校数 小学校 ⇒ 2校 中学校 ⇒ 2校 (R5.5 現在)

お問い合わせ 倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室 TEL 426-3829

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、聴覚障がいなどの、軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた指導を特別の指導の場で行っています。

通級による指導の目的は、障がいによる学習上、生活上の困難を克服・改善し、社会適応力を育てていくことです。

設置校		所在地	電話番号
倉敷東小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	鶴形 2-6-10	(086)422-0274
老松小学校	聴覚障害	老松町 4-10-1	(086)422-6600
大高小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	堀南 621	(086)422-0536
茶屋町小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	茶屋町早沖 445	(086)428-0020
第五福田小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	水島西千鳥町 4-37	(086)445-5236
味野小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	児島味野城 2-2-9	(086)472-2059
玉島小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	玉島阿賀崎 3-3-1	(086)522-5267
箭田小学校	言語障害、自閉症、 情緒障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害	真備町箭田 4110	(086)698-0037
東中学校	自閉症、情緒障害、 学習障害、注意欠陥多動性障害	平田 155-100	(086)422-6050

※東中学校通級指導教室のサテライト教室を、水島中学校、味野中学校、玉島西中学校、真備東中学校に設置しています。

お問い合わせ 倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室 TEL 426-3829

幼児指導教室

幼児対象の幼児指導教室が倉敷市内の倉敷東小学校、大高小学校、第五福田小学校、味野小学校、玉島小学校、箭田小学校に開設されていて、公立幼稚園の教員が、教育相談を受けたり、ことばや情緒、知的面等への指導をしたりしています。

設置校	所在地	電話番号
倉敷東小学校	鶴形 2-6-10	(086)421-2118
大高小学校	堀南 621	(086)422-6630
第五福田小学校	水島西千鳥町 4-37	(086)445-1206
味野小学校	児島味野城 2-2-9	(086)472-2070
玉島小学校	玉島阿賀崎 3-3-1	(086)522-5261
箭田小学校	真備町箭田 4110	(086)698-0037

お問い合わせ 倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室 TEL 426-3829

岡山県の特別支援学校

岡山県内には以下の特別支援学校があります。詳しいお問い合わせは、各学校又は下記の担当課へお問い合わせください。

学校名		設置学部	所在地	電話番号
県立岡山盲学校	視覚障害	小学部・中学部 高等部 本科普通科、本科保健医療科 専攻科理療科、専攻科保健医療科 (寄宿舎設置)	〒703-8235 岡山市中区 原尾島 4-16-53	(086)272-3165
県立岡山聾学校	聴覚障害	幼稚部・小学部・中学部 高等部 本科普通科、本科総合デザイン科 専攻科理容科 (寄宿舎設置)	〒703-8217 岡山市中区土田 51	(086)279-2127
県立岡山支援学校	肢体不自由	小学部・中学部・高等部 (寄宿舎設置)	〒703-8207 岡山市北区祇園 866	(086)275-1010
県立岡山西支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部	〒700-0951 岡山市北区田中 579	(086)243-4535
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障害	小学部・中学部・高等部	〒703-8216 岡山市東区宍甘 1018	(086)279-3020
県立岡山南支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部	〒701-0212 岡山市南区内尾 721-3	(086)298-1090
県立西備支援学校	肢体不自由 知的障害	小学部・中学部・高等部	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1	(0865)63-1603
岡山県 健康の森学園支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部 (寄宿舎設置)	〒718-0313 新見市哲多町 大野 2034-5	(0867)96-2995
県立東備支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部	〒705-0013 備前市福田 637	(0869)66-8501
県立早島支援学校	病弱 肢体不自由	小学部・中学部・高等部	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063	(086)482-2131
県立誕生寺支援学校	肢体不自由 知的障害	小学部・中学部 高等部 本科普通科職業コース 本科普通科生産コース (寄宿舎設置)	〒709-3603 久米郡久米南町 山ノ城 110-2 /〒709-3612 久米郡久米町上弓削 1657-1	(086)728-2321 /(086)728-2828
県立岡山瀬戸 高等支援学校	知的障害	高等部 本科普通科職業コース	〒709-0854 岡山市東区 瀬戸町江尻 1326	(086)952-5633
倉敷市立 倉敷支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部	〒710-0036 倉敷市粒浦 388-1	(086)425-4611
岡山大学教育学部附属 特別支援学校	知的障害	小学部・中学部・高等部	〒703-8282 岡山市中区平井 3-914	(086)277-7431
県立倉敷琴浦 高等支援学校	知的障害	高等部 本科普通科職業コース	〒711-0903 倉敷市児島 田の口 1-1-16	(086)477-9301
県立倉敷まきび 支援学校	肢体不自由 知的障害	小学部・中学部 高等部 本科普通科職業コース 本科普通科生活コース	〒710-1301 倉敷市真備町 箭田 4682-1	(086)697-1233

お問い合わせ 岡山県教育庁 特別支援教育課 TEL (086)226-7912

倉敷支援学校については、倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室 TEL 426-3829

岡山大学教育学部附属特別支援学校については、直接学校へお問い合わせください。

4. 文化・スポーツ

障がい者週間関連事業

「障がい者週間」は、市民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高め、ノーマライゼーションの理念の推進を図ることを目的として定められたものです。期間は毎年12月3日～9日の1週間です。

また、倉敷市では次のような関連行事を行っています。

(1)ふれあいステージ

障がい者の方、ボランティアの方、地域の方がそれぞれ協力し、出し物を行うことで交流を図る「ふれあいステージ」を毎年1回開催しています。

対象者 倉敷市民

開催時期 毎年11月頃

(2)絆(きずな)のひろば

障がい者福祉への理解、関心を深めるための啓発と、授産品販売を通じて障がい者の社会参加の促進を図るため、「絆(きずな)のひろば」を毎年1回開催しています。

対象者 倉敷市民

開催時期 毎年12月頃

(3)ニコニコ子どもひろば

障がい児とのふれあいや交流を図るため、「ニコニコ子どもひろば」を毎年1回開催しています。

対象者 倉敷市民

開催時期 毎年11月頃

(4)「ふれあいウォーク」IN ツーデーマーチ

参加費の助成・ボランティアによる介助者の派遣等を行い、障がいのある方が「瀬戸内倉敷ツーデーマーチ」に積極的に参加できる環境を提供いたします。

対象者 障がい者の方とその家族・同伴者の方
(家族・同伴者については障がい者1人につき2名まで)

参加費 500円

開催時期 毎年3月頃

(5)「障がい者週間」ポスター展

「障がい者週間」啓発のためのポスターを広く募集・作製し、市内各所へ配布します。また、入賞作品の展示会を市内各所で行います。

対 象 者	市内在住の方
募 集 時 期	毎年7月～8月末頃
展 示 時 期	毎年11月～2月頃

(6)障がい者(児)作品展

毎年11月頃、市内の障がい者や障がい児が製作した、絵画、書、手工芸品等を募集し、展示しています。

対 象 者	市内在住の障がい者
募 集 時 期	毎年7月～9月末頃
展 示 時 期	毎年11月頃

お問い合わせ 障がい福祉課

いきいきふれあいフェスティバル

子ども、障がい者、高齢者、みんなが参加してふれあいや交流を深めるために、毎年10月に「いきいきふれあいフェスティバル」を開催します。健康相談・福祉相談やゲーム、模擬店など様々な催しを行います。

お問い合わせ 保健福祉推進課 TEL 426-3303

障がい者スポーツ大会

障がいがある方が、陸上や水泳など各種競技を競うスポーツ大会が毎年4月から6月に開催されます。この大会で優秀な成績を収めた方は、全国障がい者スポーツ大会に推薦されます。

対 象 者	13歳以上の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、及び精神障がい者 ※障がいの種別・程度により出場できる競技が異なります。
-------	---

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター 福祉課
岡山県障害福祉課

5. 参考資料

障がい者のための国際シンボルマーク



「国際シンボルマーク」は1969年に国際リハビリテーション協会によって「障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク」として採択されました。建築物にマークを設置する際は、国（ハートビル法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準に基づき使用してください。また、公共輸送機関に設置する際は、障がいのために移動能力が限定されている方に、安全に利用できるスペースが確保されていることを確認し、設置者の責任の上で使用下さい。

障がいのある方が住みやすい町づくりのために、シンボルマークを使用する一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

※このマークは車いすを利用者に限定するものではなく、すべての障がい者の方を対象としたものです。

《注》個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障がいのある方が、乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる又は障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

身体障がい者標識



四葉マーク



聴覚障害者マーク

平成14年6月から道路交通法に障がい者への思いやり規定が整備され、若葉マーク（初心者）、紅葉マーク（高齢者）と同様に四葉マーク（肢体不自由者）が導入されました。

平成20年6月より聴覚障がい者（補聴器をつけても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）であっても、普通免許の取得が可能になり、聴覚障がい者マークが導入されました。

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方は、自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、自動車の前面および後面に四葉マークをつけて運転するように努めることになっています。

聴覚障がい者の方は、聴覚障がい者マークをつけて運転するように義務付けられています。

やむを得ない場合を除き、これらのマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることになります。

お問い合わせ 岡山県交通安全協会 TEL 086-724-9700

身体障がい者補助犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。からだの不自由な方の、からだの一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

「ハート・プラス」マーク



「身体内部に障がいを持つ人」を表しています。内部障がい（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）をお持ちの方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

詳しくは、NPO法人「ハート・プラスの会」ホームページにてご確認ください。

<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

耳マーク（聴覚障がい者シンボルマーク）【国内】



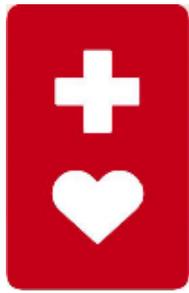
聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの提示をされた場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

※このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

詳しくは、「一般社団法人 全日本難聴者・中途失調者団体連合会」ホームページにてご確認ください。

<http://www.zennancho.or.jp>

その他の障がい者関連マーク



ヘルプマーク

障がいのある人、難病、妊娠初期の人など、支援や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせるものです。



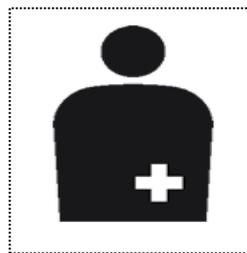
ヘルプカード

障がいのある人、難病、妊娠初期の人など、支援や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせたり、緊急の際、障がいの程度、かかり付け病院などの情報を伝えたりすることを目的として作成したものです。支援が必要な方はご利用ください。



おがやまバリアフリーマーク

福祉のまちづくりを身近なものとし、岡山県民みなんでバリアフリーを進めていくためのシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほっとパーキングおがやま案内標示

障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方に専用の利用証を交付し、利用証を交付された方が優先して利用できる駐車場の案内標示です。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



おがやまバリアフリーステッカー

障がい者、高齢者、乳幼児連れの方々が安心して利用できることをわかりやすくするために、バリアフリー設備の内容を建物の玄関付近に表示するものです。

倉敷市内の障がい者（児）関連施設

《障がい者支援施設》

名 称	所 在 地	電 話 番 号
あしたば	倉敷市山地 1730-1	(086)463-0770
瀬戸内学園	倉敷市連島町矢柄 6092	(086)448-1811
住倉学園	倉敷市玉島服部 3788-1	(086)525-2522
王慈療護園	倉敷市見島下の町 2-12-24	(086)474-9911
P.P.P.BBフリーダム!	倉敷市福田町福田 2122-1	(086)476-8582
P.P.P.BBチャレンジャー!	倉敷市福田町福田 2122-1	(086)476-8581
ベネヴィータ王慈	倉敷市見島田の口 7-6-39	(086)477-9501

《地域活動支援センター》

名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉敷市障がい者福祉センター	倉敷市船倉町 1273-5	(086)422-1349

《地域活動支援センターⅢ型・作業所》

名称	種 別		所 在 地	電 話 番 号
	作 業 内 容			
玉島たんぼぼ	知的	Ⅲ型	倉敷市玉島阿賀崎 2-1-10	(086)522-4301
	箸、フォーク、マドラー等の袋詰め、建物受託清掃作業			
道越作業所	知的	Ⅲ型	倉敷市玉島道越 360-6	(086)522-4342
	自動車部品のバリ取り、電機配線の結束作業、土嚢袋等製造			
福祉作業所 菜の花	知的	Ⅲ型	倉敷市福田町古新田 802-1	(086)455-2789
	土嚢袋の製作、箸入れ			
工房 かたつむり	高次脳	Ⅲ型	倉敷市西坂 1709	(086)463-9700
	名刺印刷、工芸（指編み他）陶芸、農業作業、カタログ発送業務等			
マインド作業所	精神	Ⅲ型	倉敷市真備町箭田 1015-11	(086)441-0810
	地ビール醸造所よりビール瓶ラベル製造・貼付、保管・管理			
玉島湊屋作業所	精神	作業所	倉敷市玉島中央町 1-21-8	070-3787-3710
	地ビール醸造所よりビール瓶のラベル製造・貼付、保管・管理			
虹色カーサ	知的	作業所	倉敷市茶屋町 2025-11	(086)428-5552
	さをり織り製品などの製作など			

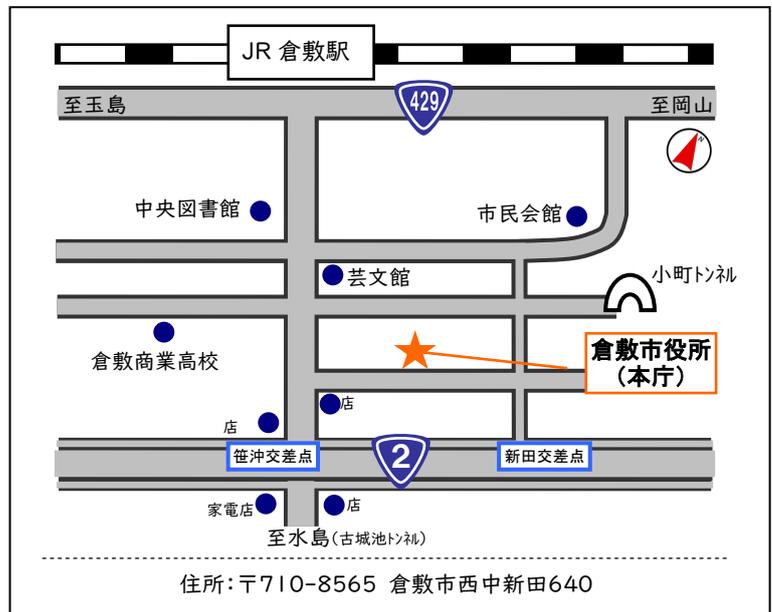
《障がい児施設》

名 称	種 別	所 在 地	電 話 番 号
児童発達支援センター 倉敷学園	児童発達支援センター	倉敷市栗坂 8	(086)464-0012
児童発達支援センター めやすばこ	児童発達支援センター	倉敷市西阿知町 988-3	(086)441-3416
児童発達支援センター クムレ	児童発達支援センター	倉敷市水島北幸町 2-4	(086)441-7373
P.P.P.ヒマワリ!児島	児童発達支援センター	倉敷市児島味野 1-15-1	(086)441-5515
玉島児童発達支援センター	児童発達支援センター	倉敷市玉島八島 1436-1	(086)522-0033
児童発達支援センターさんぼるて	児童発達支援センター	倉敷市鶴の浦 2-55-338	(086)436-6922

主な施設の位置図

倉敷市役所

- ・ 障がい福祉課
- ・ 福祉援護課
- ・ 健康長寿課
- ・ 子育て支援課
- ・ 保育・幼稚園課
- ・ 医療給付課
- ・ 介護保険課
- ・ 保健福祉推進課
- ・ 市民課国民年金係
- ・ 税制課
- ・ 市民税課
- ・ 教育委員会指導課
- ・ 選挙管理委員会事務局



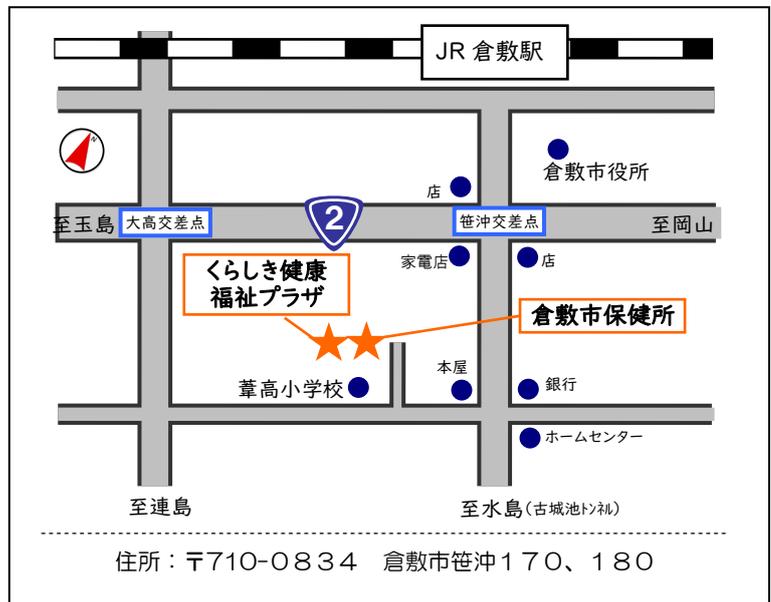
倉敷市保健所・くらしき健康福祉プラザ

【倉敷市保健所】

- ・ 保健課保健医療係
- ・ 保健課精神保健係
- ・ 倉敷保健推進室

【くらしき健康福祉プラザ】

- ・ 倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課
- ・ 倉敷ボランティアセンター
- ・ 倉敷障がい者就業・生活支援センター
- ・ 総合療育相談センター ゆめぱる



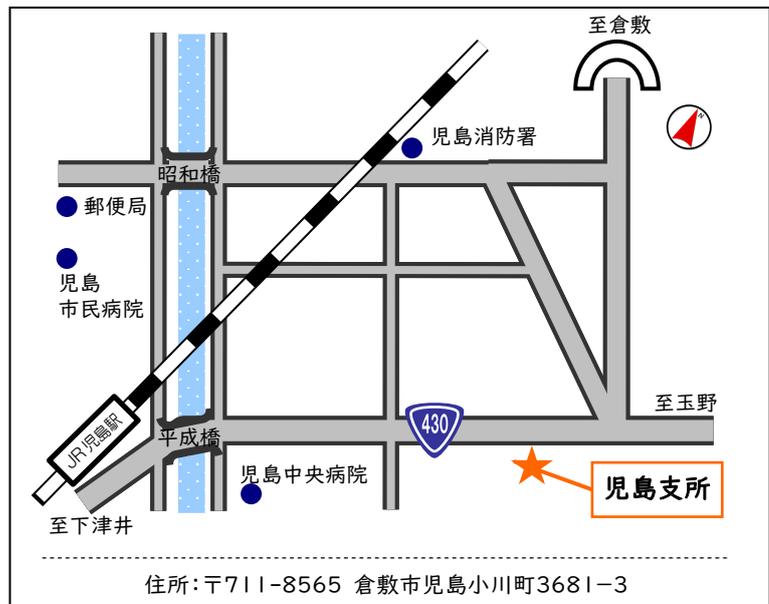
水島支所

- ・ 水島保健福祉センター福祉課
- ・ 水島保健福祉センター水島保健推進室
- ・ 倉敷市社会福祉協議会水島事務所



児島支所

- ・ 児島保健福祉センター福祉課
- ・ 児島保健福祉センター児島保健推進室
- ・ 児島支所建設課
- ・ 倉敷市社会福祉協議会児島事務所



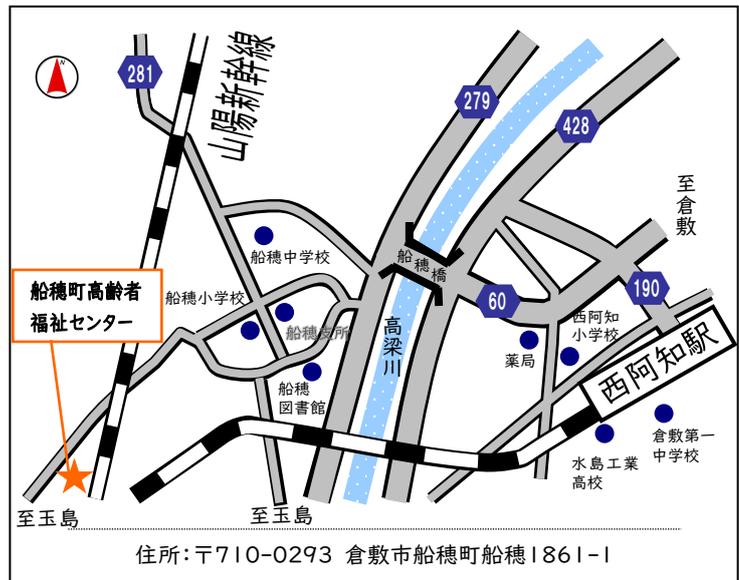
玉島支所

- ・ 玉島保健福祉センター福祉課
- ・ 玉島保健福祉センター玉島保健推進室
- ・ 玉島支所建設課
- ・ 倉敷市社会福祉協議会玉島事務所



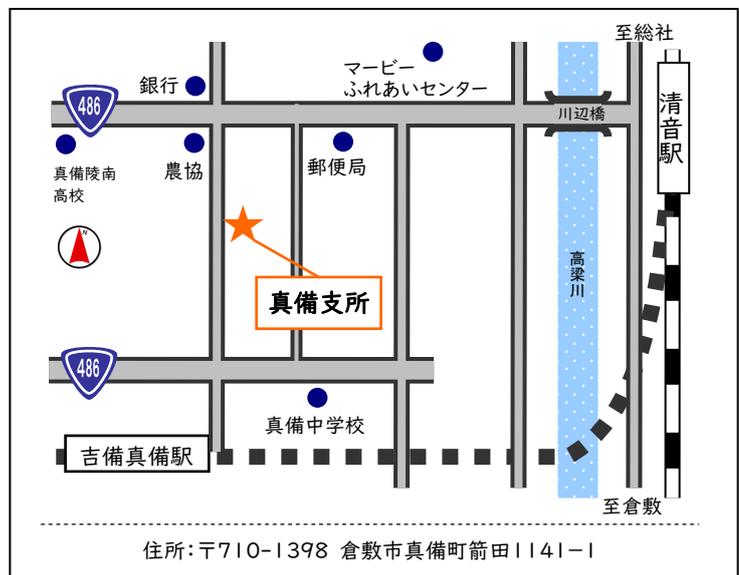
(船穂町高齢者福祉センター内)

- ・ 倉敷市社会福祉協議会船穂福祉センター



真備支所

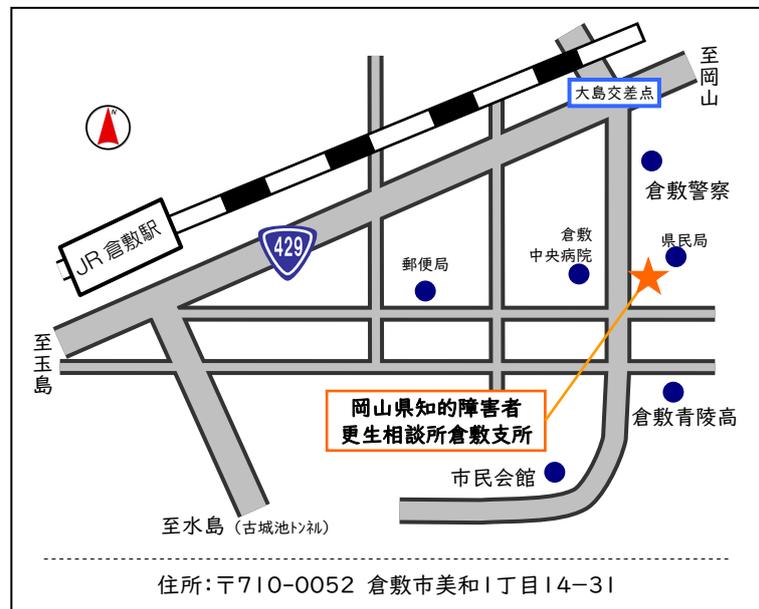
- ・ 玉島保健福祉センター真備保健福祉課
- ・ 玉島保健福祉センター真備保健推進室
- ・ 真備支所建設課
- ・ 倉敷市社会福祉協議会真備事務所
- ・ 倉敷市真備支え合いセンター



岡山県身体障害者更生相談所



岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所 岡山県倉敷児童相談所





障がい者ガイドブック

再 版 日 令和5年12月1日

編集・発行 倉敷市保健福祉局社会福祉部障がい福祉課
〒710-8565

岡山県倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3305

ファックス 086-421-4411

メールアドレス wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/shogai-fk/>